福島第一原子力発電所　特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第Ⅰ章　1.2　５・６号機の工程）

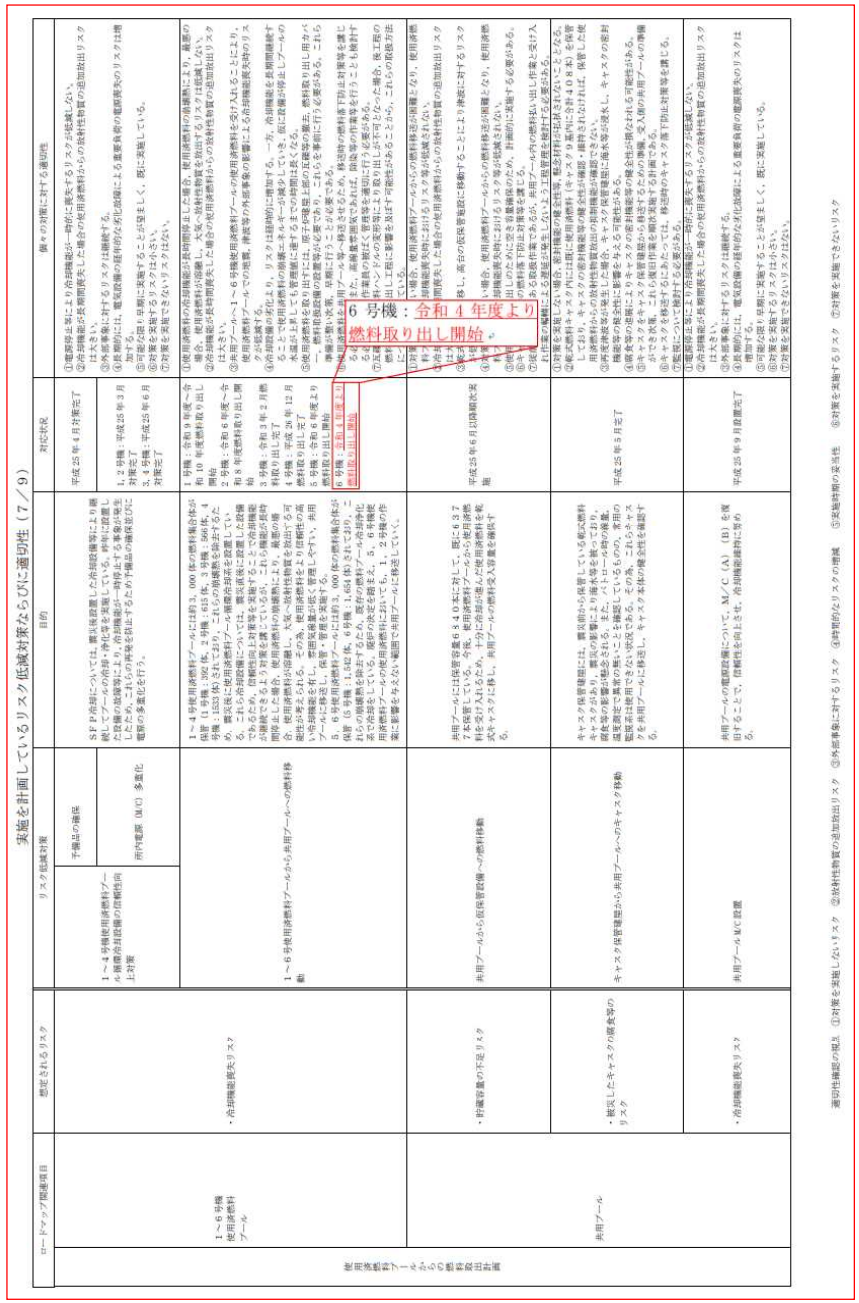
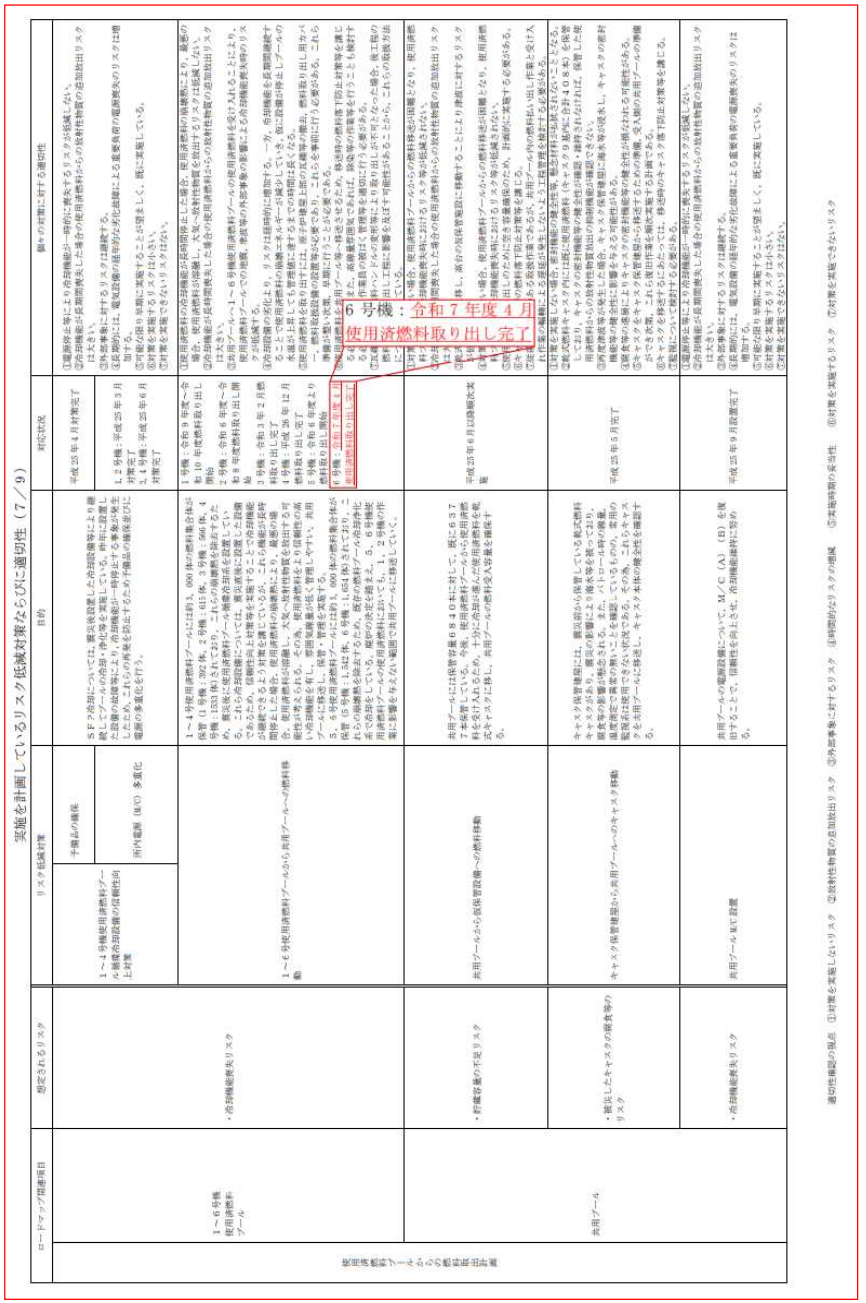
変　更　前	変　更　後	変　更　理　由
1.2　５・６号機の工程 1.2.1　使用済燃料プールの冷却・滞留水処理 (1)下記のとおり原子炉から使用済燃料プールへの燃料移動を完了し，プールゲートを閉止した。現在は全使用済燃料が使用済燃料プールに貯蔵されており，今後原子炉に燃料を移動することはない。使用済燃料プール内の燃料取出し終了までは，使用済燃料プールの冷却を継続する。 【５号機】 ２０１５年６月：　原子炉から使用済燃料プールへの燃料移動完了 ２０１６年１月：　プールゲート閉止 【６号機】 ２０１３年１１月：　原子炉から使用済燃料プールへの燃料移動完了 ２０１４年７月：　プールゲート閉止 （以下，省略）	1.2　５・６号機の工程 1.2.1　使用済燃料プールの冷却・滞留水処理 (1)下記のとおり原子炉から使用済燃料プールへの燃料移動を完了し，プールゲートを閉止した。５号機では全使用済燃料が使用済燃料プールに貯蔵されており，今後原子炉に燃料を移動することはない。使用済燃料プール内の燃料取出し終了までは，使用済燃料プールの冷却を継続する。 【５号機】 ２０１５年６月：　原子炉から使用済燃料プールへの燃料移動完了 ２０１６年１月：　プールゲート閉止 【６号機】 ２０１３年１１月：　原子炉から使用済燃料プールへの燃料移動完了 ２０１４年７月：　プールゲート閉止 ２０２５年４月：　使用済燃料プールから使用済燃料共用プールへ使用済燃料移動完了 （以下，省略）	６号機使用済燃料取出し完了に伴う記載の変更 ６号機使用済燃料取出し完了に伴う記載の変更

1

変　更　前	変　更　後	変　更　理　由
2.3　特定原子力施設における主なリスク （中略） 2.3.4　5・6号機の使用済燃料プールの燃料 （中略） (3) 自然災害による冷却機能喪失 まず，地震により使用済燃料プールが損傷し使用済燃料プールの水位が低下するシナリオが考えられる。 このシナリオに対しては，耐震安全性が確保されており，こうしたリスクは小さいものと考えられる。（Ⅱ.2.18，Ⅲ.3.1.3　参照） 次に，津波により使用済燃料プールに貯蔵されている燃料の冷却機能が喪失し，使用済燃料プール水の温度が上昇すると共に水位が低下するシナリオが考えられる。 このシナリオに対しては，使用済燃料プールの水位が有効燃料頂部に至るまでの時間的余裕が，80日程度（5号機に比べ6号機が短い）と評価されており，仮設水中ポンプ（残留熱除去海水系）の設置*による，冷却機能の回復までに要する時間は十分確保されていることから，こうしたリスクは小さいものと考えられる。（表－1　参照） 今後，準備が整い次第，使用済燃料プールから使用済燃料共用プールへ使用済燃料を搬出する予定である。 ＊：仮設水中ポンプの設置（作業準備，仮設水中ポンプ・制御盤・ホース設置等）には，約 68 時間(2.8 日程度)掛かる見込み。 表－1　使用済燃料プールの崩壊熱による温度上昇率と水位が有効燃料頂部に至るまでの時間的余裕 号機 \| 場所 \| 温度上昇率[℃/h] \| 時間的余裕［日］ 5 \| 使用済燃料プール \| 0.23 \| 82 6 \| 使用済燃料プール \| 0.24 \| 80 補足：2018 年 10 月 1 日時点での崩壊熱より算出。 （以下，省略）	2.3　特定原子力施設における主なリスク （中略） 2.3.4　5・6号機の使用済燃料プールの燃料 （中略） (3) 自然災害による冷却機能喪失 まず，地震により使用済燃料プールが損傷し使用済燃料プールの水位が低下するシナリオが考えられる。 このシナリオに対しては，耐震安全性が確保されており，こうしたリスクは小さいものと考えられる。（Ⅱ.2.18，Ⅲ.3.1.3　参照） 次に，津波により使用済燃料プールに貯蔵されている燃料の冷却機能が喪失し，使用済燃料プール水の温度が上昇すると共に水位が低下するシナリオが考えられる。 このシナリオに対しては，使用済燃料プールの水位が有効燃料頂部に至るまでの時間的余裕が，82日程度と評価されており，仮設水中ポンプ（残留熱除去海水系）の設置*による，冷却機能の回復までに要する時間は十分確保されていることから，こうしたリスクは小さいものと考えられる。（表－1　参照） 今後，準備が整い次第，使用済燃料プールから使用済燃料共用プールへ使用済燃料を搬出する予定である。 ＊：仮設水中ポンプの設置（作業準備，仮設水中ポンプ・制御盤・ホース設置等）には，約 68 時間(2.8 日程度)掛かる見込み。 表－1　使用済燃料プールの崩壊熱による温度上昇率と水位が有効燃料頂部に至るまでの時間的余裕 号機 \| 場所 \| 温度上昇率[℃/h] \| 時間的余裕［日］ 5 \| 使用済燃料プール \| 0.23 \| 82 補足：2018 年 10 月 1 日時点での崩壊熱より算出。 （以下，省略）	6号機使用済燃料取出し完了に伴う記載の変更 6号機使用済燃料取出し完了に伴う記載の変更

福島第一原子力発電所　特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第Ⅰ章　2.4　特定原子力施設の今後のリスク低減対策）

変　更　前	変　更　後	変　更　理　由
2.4　特定原子力施設の今後のリスク低減対策 （中略） 2.4.1　添付資料 　添付資料－１　実施を計画しているリスク低減対策ならびに適切性 （中略）	2.4　特定原子力施設の今後のリスク低減対策 （中略） 2.4.1　添付資料 　添付資料－１　実施を計画しているリスク低減対策ならびに適切性 （中略）	

変　更　前	変　更　後	変　更　理　由
		6号機使用済燃料取出し完了に伴う記載の変更

福島第一原子力発電所　特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第Ⅱ章　1.1　原子炉等の監視）

変　更　前	変　更　後	変　更　理　由
1　設計，設備について考慮する事項 1.1　原子炉等の監視 （中略） ＜５・６号機＞ ○　現在は，原子炉から使用済燃料プールへの燃料移動を完了し，全使用済燃料が使用済燃料プールに貯蔵されており，今後使用済燃料プールから原子炉に燃料を移動することはない。従って，使用済燃料プールの温度，水位を維持制御・監視する計測制御系統設備（Ⅱ.2.34 参照）を健全な状態に維持・管理する。 （以上）	1　設計，設備について考慮する事項 1.1　原子炉等の監視 （中略） ＜５・６号機＞ ○　５号機は，原子炉から使用済燃料プールへの燃料移動を完了し，全使用済燃料が使用済燃料プールに貯蔵されており，今後使用済燃料プールから原子炉に燃料を移動することはない。従って，使用済燃料プールの温度，水位を維持制御・監視する計測制御系統設備　（Ⅱ.2.34 参照）を健全な状態に維持・管理する。 ６号機は，使用済燃料プールから使用済燃料共用プールへ使用済燃料の搬出を完了しているが，新燃料及び原子炉内で照射された使用済制御棒，チャンネルボックス等を使用済燃料プールに貯蔵している。従って，使用済燃料プールの水位を維持制御・監視する計測制御系統設備（Ⅱ.2.34 参照）を健全な状態に維持・管理する。 （以上）	６号機使用済燃料取出し完了に伴う記載の変更 ６号機使用済燃料取出し完了に伴う記載の変更

福島第一原子力発電所　特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第Ⅱ章　1.2　残留熱の除去）

変　更　前	変　更　後	変　更　理　由
1.2　残留熱の除去 （中略） ＜５・６号機＞ ○　残留熱除去系（Ⅱ.2.22 参照）及び補機冷却系等の冷却に必要な設備（Ⅱ.2.27 参照），復水補給水系（Ⅱ.2.24 参照）等冷却水を補給する設備を健全な状態に維持・管理することにより，使用済燃料プールに貯蔵されている燃料の冷却を維持・継続する。 （以上）	1.2　残留熱の除去 （中略） ＜５・６号機＞ ○　５号機は，残留熱除去系（Ⅱ.2.22 参照）及び補機冷却系等の冷却に必要な設備（Ⅱ.2.27 参照），復水補給水系（Ⅱ.2.24 参照）等冷却水を補給する設備を健全な状態に維持・管理することにより，使用済燃料プールに貯蔵されている燃料の冷却を維持・継続する。 ６号機は，冷却の維持・継続の必要はない。 （以上）	６号機使用済燃料取出し完了に伴う記載の変更 ６号機使用済燃料取出し完了に伴う記載の変更

6

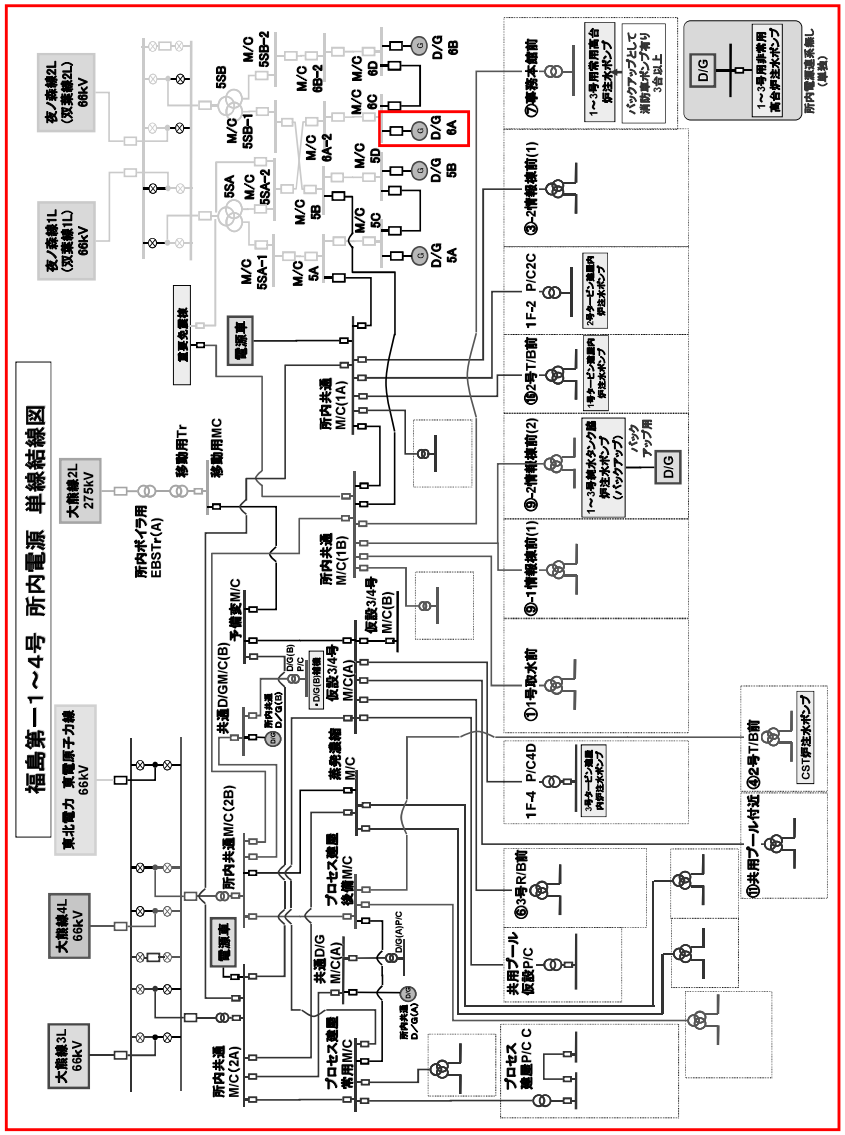
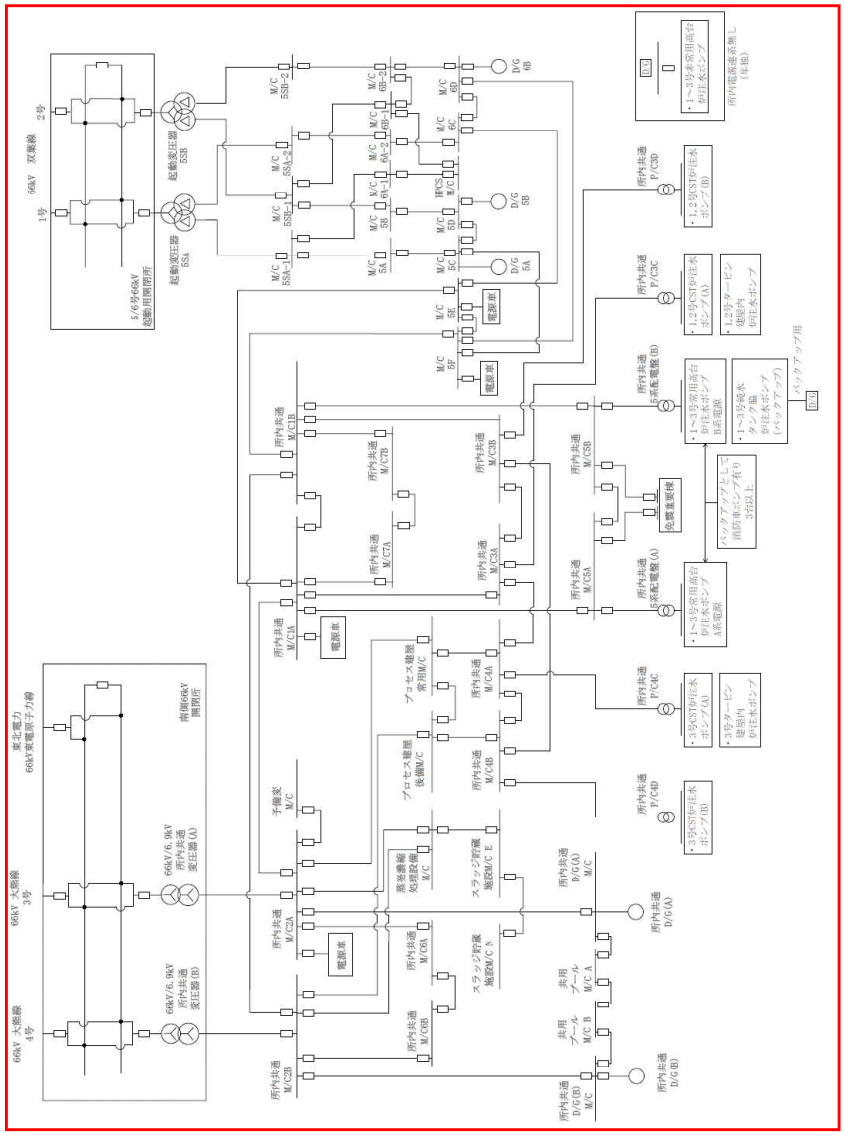
福島第一原子力発電所　特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第Ⅱ章　1.3　原子炉格納施設雰囲気の監視等）

変　更　前	変　更　後	変　更　理　由
1.3　原子炉格納施設雰囲気の監視等 （中略） ＜５・６号機＞ ○ 原子炉格納容器，原子炉格納容器バウンダリを構成する機器（Ⅱ.2.20 参照）を健全な状態に維持・管理する。 （以上）	1.3　原子炉格納施設雰囲気の監視等 （中略） （記載の削除） （以上）	 記載の適正化

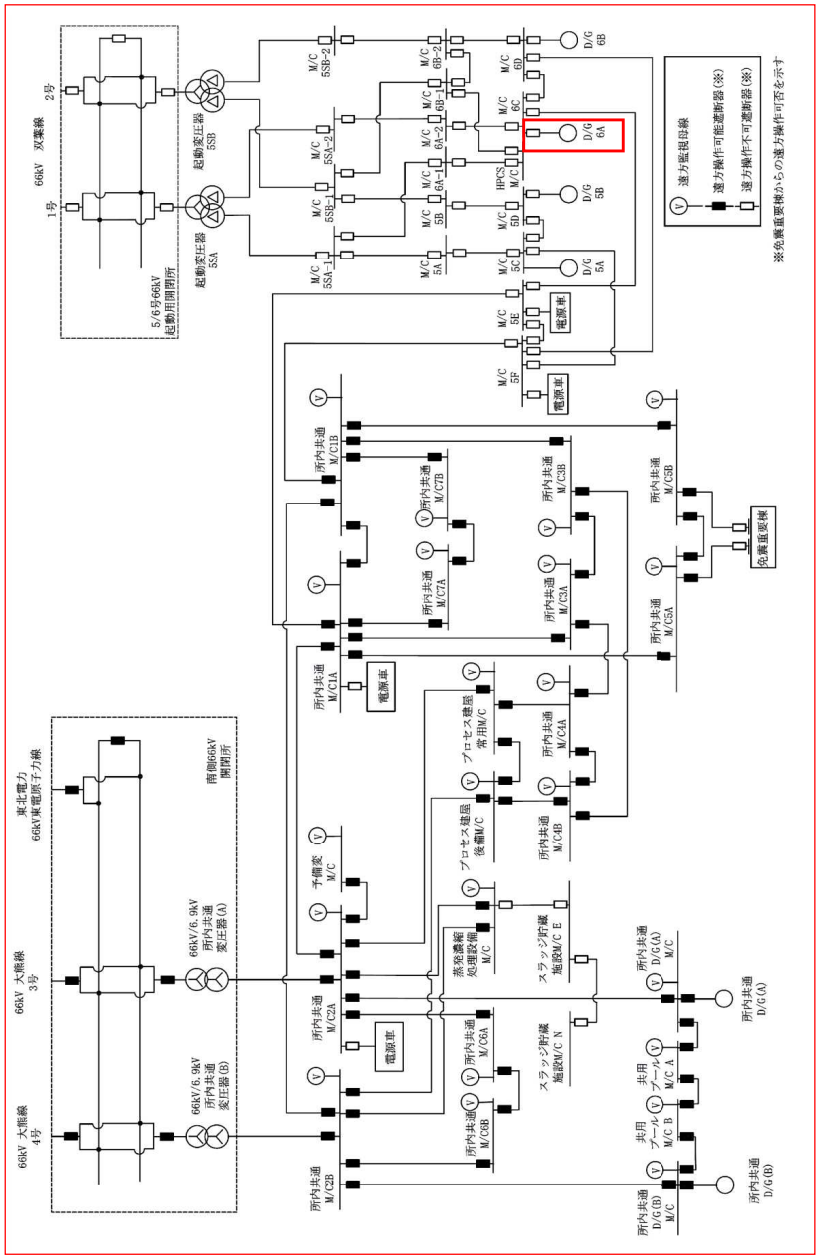
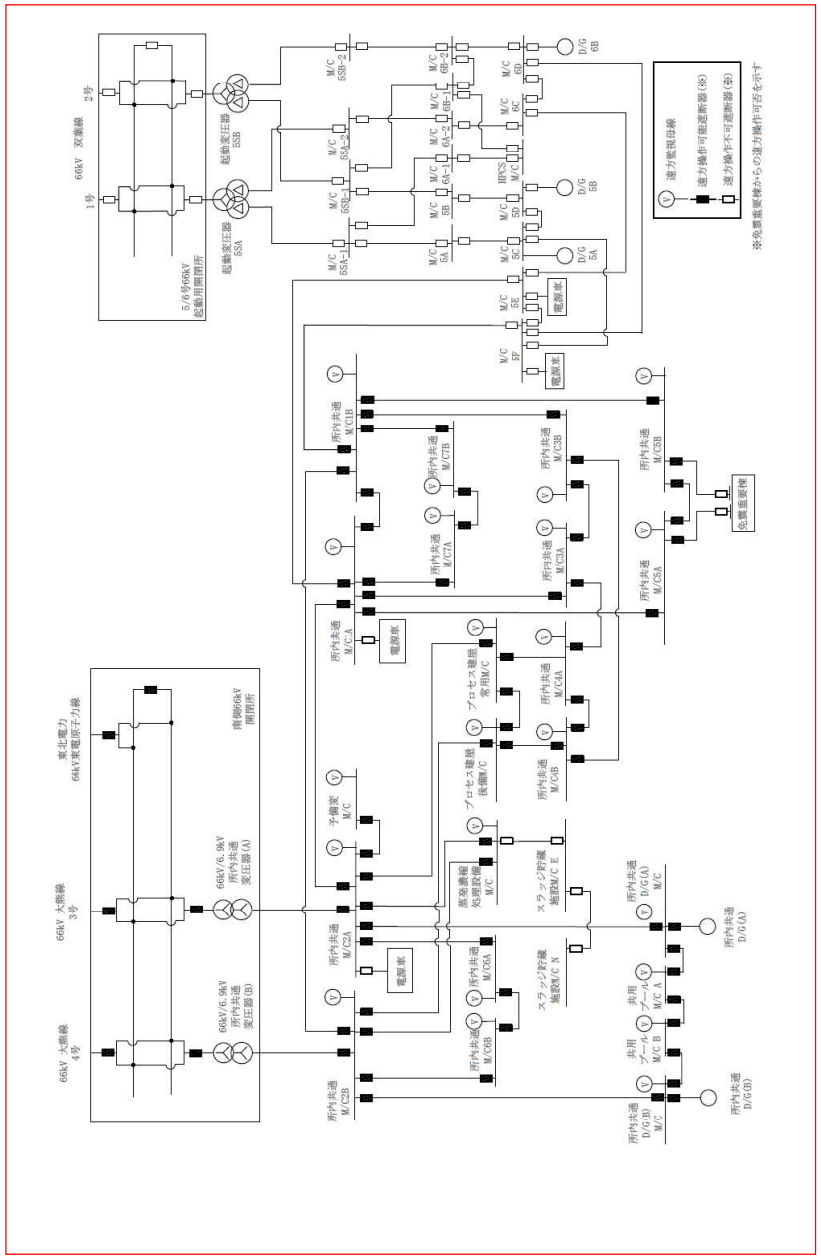
福島第一原子力発電所　特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第Ⅱ章　1.7　電源喪失に対する設計上の考慮）

変　更　前	変　更　後	変　更　理　由
1.7　電源喪失に対する設計上の考慮 （中略） ○　5・6号機については，使用済燃料プールに貯蔵されている燃料の冷却の維持に必要な設備の代替電源として電源車(Ⅱ.2.32参照)を備えるとともに，代替給水設備として消防車を備え，全交流電源喪失に対して冷却を確保し，かつ復旧できる設計とする。 （以上）	1.7　電源喪失に対する設計上の考慮 （中略） ○　5号機については，使用済燃料プールに貯蔵されている燃料の冷却の維持に必要な設備の代替電源として電源車(Ⅱ.2.32参照)を備えるとともに，代替給水設備として消防車を備え，全交流電源喪失に対して冷却を確保し，かつ復旧できる設計とする。 （以上）	6号機使用済燃料取出し完了に伴う記載の変更

変　更　前	変　更　後	変　更　理　由
2　特定原子力施設の構造及び設備，工事の計画 2.1　原子炉圧力容器・格納容器注水設備 （中略） 添付資料－6 原子炉注水系に関する確率論的リスク評価 （中略） 1.3　評価対象 （中略）	2　特定原子力施設の構造及び設備，工事の計画 2.1　原子炉圧力容器・格納容器注水設備 （中略） 添付資料－6 原子炉注水系に関する確率論的リスク評価 （中略） 1.3　評価対象 （中略）	

変　更　前	変　更　後	変　更　理　由
 図－２　原子炉注水系の電源構成 （以下，省略）	 図－２　原子炉注水系の電源構成 （以下，省略）	６号機使用済燃料取出し完了に伴う記載の変更

変　更　前	変　更　後	変　更　理　由
2.7　電気系統設備 2.7.1　　基本設計 （中略） 2.7.1.5 主要な機器 （中略） (7) 非常用所内電源とその代替機能 　所内共通ディーゼル発電機は，外部電源が喪失した場合に，1 台にて特定原子力施設のうち重要度の特に高い安全機能や監視機能を有する構築物，系統及び機器がその機能を達成するために必要となる電力を供給できる。 　所内共通ディーゼル発電機は２台を備え，多重性を有した設備となっており，各々専用の所内高圧母線に接続する。 　また，所内共通ディーゼル発電機全台が使用できない場合においても，５号機又は６号機の非常用ディーゼル発電機（５Ａ，５Ｂ，６Ａ，６Ｂ）から電力を供給できる。また，免震重要棟については，ガスタービン発電機から電力を供給できる。 　尚，これらのディーゼル発電機及びガスタービン発電機については，電源喪失の際には自動起動し，必要な各負荷に電力供給が可能である。 　外部電源及び非常用所内電源が使用できない場合は，代替電源の電源車(500kVA 以上×２台)を所内高圧母線の所内共通Ｍ／Ｃ１Ａ及び２Ａの各々に接続することにより，原子炉圧力容器・原子炉格納容器注水設備等の必要な負荷に対して電力を供給できる構成とする。 （中略）	2.7　電気系統設備 2.7.1　　基本設計 （中略） 2.7.1.5 主要な機器 （中略） (7) 非常用所内電源とその代替機能 　所内共通ディーゼル発電機は，外部電源が喪失した場合に，1 台にて特定原子力施設のうち重要度の特に高い安全機能や監視機能を有する構築物，系統及び機器がその機能を達成するために必要となる電力を供給できる。 　所内共通ディーゼル発電機は２台を備え，多重性を有した設備となっており，各々専用の所内高圧母線に接続する。 　また，所内共通ディーゼル発電機全台が使用できない場合においても，５号機又は６号機の非常用ディーゼル発電機（５Ａ，５Ｂ，６Ｂ）から電力を供給できる。また，免震重要棟については，ガスタービン発電機から電力を供給できる。 　尚，これらのディーゼル発電機及びガスタービン発電機については，電源喪失の際には自動起動し，必要な各負荷に電力供給が可能である。 　外部電源及び非常用所内電源が使用できない場合は，代替電源の電源車(500kVA 以上×２台)を所内高圧母線の所内共通Ｍ／Ｃ１Ａ及び２Ａの各々に接続することにより，原子炉圧力容器・原子炉格納容器注水設備等の必要な負荷に対して電力を供給できる構成とする。 （中略）	６号機使用済燃料取出し完了に伴う記載の変更

変　更　前	変　更　後	変　更　理　由
添付資料－2  図－1．所内単線結線図 （以下，省略）	添付資料－2  図－1．所内単線結線図 （以下，省略）	6号機使用済燃料取出し完了に伴う記載の変更

変　更　前	変　更　後	変　更　理　由
2.18　５・６号機に関する共通事項	2.18　５・６号機に関する共通事項	
2.18.1　設備の維持・管理について	2.18.1　設備の維持・管理について	
５・６号機は，2011年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震により被災したものの，その被害の大半は津波による海水系設備の損傷であった。 その後，海水系設備の復旧ならびに冷温停止維持に関する設備の健全性確認を進めると共に，原子炉から使用済燃料プールへの燃料移動を完了し，現在では，震災前と同等の設備により使用済燃料プールに貯蔵されている燃料の冷却を維持している状況である。 したがって，５・６号機の設備に関しては，本実施計画「Ⅲ　特定原子力施設の保安」を遵守しつつ，福島第一原子力発電所第５号機保全計画及び福島第一原子力発電所第６号機保全計画に基づく計画的な機器の保全活動を実施していくと共に，設置変更許可等の許認可の内容に従って，設備を維持・管理していくこととする。	５・６号機は，2011年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震により被災したものの，その被害の大半は津波による海水系設備の損傷であった。 その後，海水系設備の復旧ならびに冷温停止維持に関する設備の健全性確認を進めると共に，原子炉から使用済燃料プールへの燃料移動を完了し，５号機では，震災前と同等の設備により使用済燃料プールに貯蔵されている燃料の冷却を維持している状況である。 したがって，５号機の設備に関しては，本実施計画「Ⅲ　特定原子力施設の保安」を遵守しつつ，福島第一原子力発電所第５号機保全計画に基づく計画的な機器の保全活動を実施していくと共に，設置変更許可等の許認可の内容に従って，設備を維持・管理していくこととする。 なお，６号機は使用済燃料を2025年4月に使用済燃料プールから使用済燃料共用プールへ搬出を完了しているため，冷却の維持・継続は必要ない。	６号機使用済燃料取出し完了に伴う記載の変更
2.18.2　要求される機能について 本実施計画に記載のある５・６号機の設備に要求される機能とは，使用済燃料プールに貯蔵されている燃料の冷却を維持・管理する機能である（Ⅰ.1.2　参照）。	2.18.2　要求される機能について 本実施計画に記載のある５号機の設備に要求される機能とは，使用済燃料プールに貯蔵されている燃料の冷却を維持・管理する機能である（Ⅰ.1.2　参照）。	６号機使用済燃料取出し完了に伴う記載の変更
2.18.3　異常時の対応 自然災害（津波）により，使用済燃料プールに貯蔵されている燃料の冷却維持に必要な設備（全交流電源及び海水系設備）のすべてが機能喪失した場合，その状態が継続すると燃料損傷に至る可能性があるため，復旧余裕時間*1である6.1日以内（2018年10月1日時点の崩壊熱）に電源車による既設設備の復旧（電源復旧対応），消防車による使用済燃料プールへの機動的な注水対応（代替設備対応）を行い，燃料損傷を回避する。なお，現在は全ての燃料を使用済燃料プールへ移動し使用済燃料プールゲートを閉しており，使用済燃料プールのみへの注水である。 ＊1：崩壊熱により，冷却材の温度が上昇し使用済燃料プールの水が65℃に到達する時間。 復旧余裕時間は2018年10月1日時点の崩壊熱にて算出し，最も短いのは６号機の使用済燃料プールである。 詳細については以下の通り。 【使用済燃料プールに全ての燃料を保管している場合（2018年10月1日時点の崩壊熱）】 ＜使用済燃料プール＞ ５号機使用済燃料プール（初期温度30℃）の崩壊熱より算出した復旧余裕時間は6.4日であり，同様に６号機の復旧余裕時間は6.1日である。	2.18.3　異常時の対応 自然災害（津波）により，使用済燃料プールに貯蔵されている燃料の冷却維持に必要な設備（全交流電源及び海水系設備）のすべてが機能喪失した場合，その状態が継続すると燃料損傷に至る可能性があるため，復旧余裕時間*1である6.4日以内（2018年10月1日時点の崩壊熱）に電源車による既設設備の復旧（電源復旧対応），消防車による使用済燃料プールへの機動的な注水対応（代替設備対応）を行い，燃料損傷を回避する。なお，現在は全ての燃料を使用済燃料プールへ移動し使用済燃料プールゲートを閉しており，使用済燃料プールのみへの注水である。 ＊1：崩壊熱により，冷却材の温度が上昇し使用済燃料プールの水が65℃に到達する時間。 復旧余裕時間は2018年10月1日時点の崩壊熱にて算出した結果は以下の通り。 【使用済燃料プールに全ての燃料を保管している場合（2018年10月1日時点の崩壊熱）】 ＜使用済燃料プール＞ ５号機使用済燃料プール（初期温度30℃）の崩壊熱より算出した復旧余裕時間は6.4日である。	６号機使用済燃料取出し完了に伴う記載の変更 ６号機使用済燃料取出し完了に伴う記載の変更
電源車（５・６号機用として2台以上）はT.P.約28m以上の場所に配備されており，５号機タービン建屋２階に設置されている所内低圧母線へ供給可能なケーブルが接続済である。	電源車（５号機用として1台以上）はT.P.約28m以上の場所に配備されており，５号機タービン建屋２階に設置されている所内低圧母線へ供給可能なケーブルが接続済である。	６号機使用済燃料取出し完了に伴う記載の変更
復旧時に必要な消防車*2)（５・６号機用として2台以上，消防車用のホースも原子炉建屋内に配備済）はT.P.約28m以上の場所に配備されているが，震災の場合は移動し注水可能な位置に消防車を配置する。消防車の規格放水圧は0.55MPa以上あり（流量は30m³/h以上），原子炉建屋最上階（オペレーティングフロア）の高さは，消防車の位置からそれぞれ５号機が約30m，６号機が約39mである。圧力損失を考慮しても，使用済燃料プールに注水するのに十分な能力を有している。（添付資料－１　別添－１　参照） また，電源車及び消防車の運転訓練等を実施しており，手順書（体制含む）の整備もされているため復旧余裕時間内に十分対応できるものであると評価している。（注水開始までの所要時間：約42時間（1.8日程度）） ＊2）消防車：【使用済燃料プールに全ての燃料を保管している場合（使用済燃料プールゲートは閉）】 消防車による使用済燃料プールへ注水に必要な水量（全ての燃料を使用済燃料プールへ移動し使用済燃料プールゲートを閉した場合）は，2018年10月1日時点の崩壊熱より５号機で6t/h，６号機で7t/hと評価される。 ５・６号機あわせた注水可能時間は13時間程度であり既設のポンプを用いた注水や，消防車を用いた海水による注水が可能である。	復旧時に必要な消防車*2)（５号機用として1台以上，消防車用のホースも原子炉建屋内に配備済）はT.P.約28m以上の場所に配備されているが，震災の場合は移動し注水可能な位置に消防車を配置する。消防車の規格放水圧は0.55MPa以上あり（流量は30m³/h以上），原子炉建屋最上階（オペレーティングフロア）の高さは，消防車の位置から５号機は約30mである。圧力損失を考慮しても，使用済燃料プールに注水するのに十分な能力を有している。 また，電源車及び消防車の運転訓練等を実施しており，手順書（体制含む）の整備もされているため復旧余裕時間内に十分対応できるものであると評価している。（注水開始までの所要時間：約42時間（1.8日程度）） ＊2）消防車：【使用済燃料プールに全ての燃料を保管している場合（使用済燃料プールゲートは閉）】 消防車による使用済燃料プールへ注水に必要な水量（全ての燃料を使用済燃料プールへ移動し使用済燃料プールゲートを閉した場合）は，2018年10月1日時点の崩壊熱より５号機で6t/hと評価される。５号機の注水可能時間は13時間程度であり既設のポンプを用いた注水や，消防車を用いた海水による注水が可能である。	６号機使用済燃料取出し完了に伴う記載の変更 記載の適正化 ６号機使用済燃料取出し完了に伴う記載の変更 ６号機使用済燃料取出し完了に伴う記載の変更
（中略）	（中略）	

変　更　前	変　更　後	変　更　理　由
添付資料－１ ５・６号機の耐震性について 1. はじめに ５・６号機の使用済燃料については，使用済燃料共用プールへ搬出する計画であり，炉内の燃料の使用済燃料プールへの移動を完了し，プールゲートを閉止している(2016 年 1 月)。 （以下，省略）	添付資料－１ ５・６号機の耐震性について 1. はじめに ５・６号機の使用済燃料については，使用済燃料共用プールへ搬出する計画であり，炉内の燃料の使用済燃料プールへの移動を完了し，プールゲートを閉止している(2016 年 1 月)。 ６号機の使用済燃料については使用済燃料共用プールへの搬出を完了している（2025 年 4 月)。 （以下，省略）	６号機使用済燃料取出し完了に伴う記載の変更

変　更　前	変　更　後	変　更　理　由
2.19　５・６号機　原子炉圧力容器 2.19.1　系統の概要 原子炉圧力容器は，通常運転時の温度及び圧力に十分耐えるよう設計されており，原子炉冷却系統設備の故障等により，万が一，冷温停止が維持できなくなった場合においても，冷却材圧力バウンダリを形成し，燃料棒の温度上昇を緩和することができる。 ［系統の現況］ ５・６号機は原子炉から使用済燃料プールへの燃料移動が完了し，今後原子炉に燃料を戻すことはないため，冷却の必要はなく圧力上昇は考慮する必要はない。 2.19.2　要求される機能 なし。 2.19.3　主要な機器 (1) ５号機 a. 原子炉圧力容器 原子炉圧力容器については，以下の工事計画軽微変更届出書により確認している。 建設時第４回工事計画軽微変更届出書(総官第1375号 昭和49年1月30日届出) (2) ６号機 a. 原子炉圧力容器 原子炉圧力容器については，以下の工事計画変更認可申請書により確認している。 建設時第１７回工事計画変更認可申請書(52資庁第11661号 昭和52年10月17日認可) 2.19.4　構造強度及び耐震性 構造強度及び耐震性については，以下の工事計画認可申請書等により確認している。 (1) ５号機 建設時第４回工事計画認可申請書(48公第1787号 昭和48年4月7日認可) 工事計画認可申請書(平成11･10･12資第18号 平成11年11月30日認可) 建設時第４回工事計画軽微変更届出書(総官第1375号 昭和49年1月30日届出) (2) ６号機 建設時第６回工事計画認可申請書(50資庁第8249号 昭和50年10月20日認可) 建設時第６回工事計画変更認可申請書(51資庁第6576号 昭和51年8月4日認可) 建設時第１７回工事計画変更認可申請書(52資庁第11661号 昭和52年10月17日認可) (以上)	2.19　５・６号機　原子炉圧力容器 ５・６号機は原子炉から使用済燃料プールへの燃料移動が完了し，今後原子炉に燃料を戻すことはないため，冷却の必要はなく圧力上昇は考慮する必要がない。よって，本項の記載を削除した。 (以上)	記載の適正化

変　更　前	変　更　後	変　更　理　由
2.20　5・6号機　原子炉格納施設 2.20.1　系統の概要 原子炉格納施設は，工学的安全施設の一つであり，原子炉格納容器設計用の想定事象時に発生する放射性物質を原子炉格納容器で隔離し，所定の漏えい量以下に抑えることによりその放射性物質の大気への放出を十分低い量に抑制する機能をもつ。原子炉格納施設は，原子炉格納容器（一次格納施設）ならびに原子炉建屋（二次格納施設）で構成されている。 (1)原子炉格納容器（一次格納施設） 原子炉格納容器は，冷却材喪失事故のなかで，もっとも過酷な原子炉再循環配管１本の完全破断がおこり，破断両端口から冷却材が最大流量で放出されることを仮定して設計されている。その際ドライウェル圧力の上昇が抑制され，放出された放射性物質は原子炉格納容器内に保留される。 (2)原子炉建屋（二次格納施設） 原子炉建屋の大物搬入口及び所員エアロックは，電気的にインターロックされた二重扉になっており，その他すべての貫通部も十分シールされているので原子炉建屋は気密性が高い。事故時には，原子炉建屋は非常用ガス処理系によって負圧に保たれるので，原子炉格納容器から放射性物質の漏えいがあってもこれが発電所周辺にフィルタを通らずに直接放出されることはない。（添付資料－１　参照） ［系統の現況］ 現状，原子炉格納容器のハッチ類は開放されており，原子炉格納容器内の機器において不具合が発生した場合，早期発見ならびに目視による確認が可能である。 さらに，機器の点検や巡視点検の際，原子炉格納容器内へのアクセスも可能となり，ハッチ類を閉鎖するより原子炉格納容器内機器の状況の的確な把握及び不適合が発生した場合における対応が迅速に図られることから，ハッチ類は現状の通り開放状態を維持する。 また，５・６号機は原子炉から使用済燃料プールへの燃料移動を完了し，今後原子炉に燃料を戻すことはなく，ジルコニウム－水反応による水素の大量発生は考えられないことから，原子炉格納容器のバウンダリを形成し窒素（窒素ガス供給系）を封入する必要はなく，可燃性ガス濃度制御系についても必要としない。 ５・６号機の使用済燃料は，震災後８年以上冷却されており，原子炉停止後から放射能は減衰している。Ⅱ.2.11　添付資料－３－２「移送操作中の燃料集合体の落下」と同様の燃料集合体落下事故を想定しても，周辺公衆に対し，著しい放射線被ばくのリスクを与えないことから原子炉建屋の負圧を維持する必要はない。 2.20.2　要求される機能 なし。 2.20.3　主要な機器 (1)５号機 a.原子炉格納容器（一次格納施設） 原子炉格納容器については，以下の工事計画認可申請書により確認している。 建設時第１回工事計画認可申請書(46公第15243号 昭和46年12月22日認可) b.原子炉建屋（二次格納施設） 原子炉建屋については，以下の工事計画認可申請書により確認している。 建設時第２回工事計画認可申請書(47公第1375号 昭和47年5月12日認可) (2)６号機 a.原子炉格納容器（一次格納施設） 原子炉格納容器については，以下の工事計画変更認可申請書により確認している。 建設時第８回工事計画変更認可申請書(51資庁第12459号 昭和51年11月12日認可) 建設時第１４回工事計画変更認可申請書(52資庁第8607号 昭和52年8月23日認可)	2.20　5・6号機　原子炉格納施設 ５・６号機は原子炉から使用済燃料プールへの燃料移動を完了し，今後原子炉に燃料を戻すことはなく，５・６号機の使用済燃料は震災後８年以上冷却されており，原子炉停止後から放射能は減衰しているため，原子炉建屋の負圧を維持する必要がない。よって，本項の記載を削除した。	記載の適正化

変　更　前	変　更　後	変　更　理　由
b.原子炉建屋（二次格納施設） 原子炉建屋については，以下の工事計画認可申請書等により確認している。 建設時第１回工事計画認可申請書(47公第11995号 昭和48年3月16日認可) 建設時第８回工事計画変更認可申請書(51資庁第12459号 昭和51年11月12日認可) 建設時第１４回工事計画変更認可申請書(52資庁第8607号 昭和52年8月23日認可) 建設時第１回工事計画軽微変更届出書(総官第451号 昭和48年7月26日届出) 2.20.4　構造強度及び耐震性 構造強度及び耐震性については，以下の工事計画認可申請書等により確認している。 (1) ５号機 a.原子炉格納容器（一次格納施設） 建設時第１回工事計画認可申請書(46公第15243号 昭和46年12月22日認可) 建設時第１１回工事計画変更認可申請書(49資庁第21842号 昭和50年3月4日認可) 建設時第１２回工事計画変更認可申請書(50資庁第2959号 昭和50年5月31日認可) 建設時第２３回工事計画変更認可申請書(52資庁第519号 昭和52年3月1日認可) 建設時第２６回工事計画変更認可申請書(52資庁第1839号 昭和52年3月29日認可) 建設時第１回工事計画軽微変更届出書(総官第829号 昭和47年11月9日届出) 建設時第１３回工事計画軽微変更届出書(総官第237号 昭和50年6月20日届出) b.原子炉建屋（二次格納施設） 建設時第１回工事計画認可申請書(46公第15243号 昭和46年12月22日認可) 建設時第２回工事計画認可申請書(47公第1375号 昭和47年5月12日認可) (2) ６号機 a.原子炉格納容器（一次格納施設） 建設時第１回工事計画認可申請書(47公第11995号 昭和48年3月16日認可) 建設時第３回工事計画変更認可申請書(49資庁第18331号 昭和49年10月14日認可) 建設時第８回工事計画変更認可申請書(51資庁第12459号 昭和51年11月12日認可) 建設時第２回工事計画軽微変更届出書(総官第57号 昭和49年4月15日届出) 建設時第４回工事計画軽微変更届出書(総官第1193号 昭和50年2月26日届出) b.原子炉建屋（二次格納施設） 建設時第１回工事計画認可申請書(47公第11995号 昭和48年3月16日認可) 建設時第７回工事計画変更認可申請書(51資庁第9100号 昭和51年10月8日認可) 建設時第５回工事計画軽微変更届出書(総官第70号 昭和50年4月17日届出) 2.20.5　添付資料 添付資料－１　原子炉建屋（二次格納施設）について	（記載の削除）	記載の適正化

変　更　前	変　更　後	変　更　理　由
添付資料－１ 原子炉建屋（二次格納施設）について 二次格納施設である原子炉建屋の大物搬入口及び所員エアロックは，電気的にインターロックされた二重扉であり，原子炉建屋の気密性維持については，その設計・機能に変わりないことを，福島第一原子力発電所５・６号炉原子炉設置変更許可申請書　添付書類八により確認している。 （以上）	（記載の削除） （以上）	記載の適正化

変　更　前	変　更　後	変　更　理　由
2.21　５・６号機　制御棒及び制御棒駆動系 2.21.1　系統の概要 制御棒及び制御棒駆動系は，原子炉の出力制御及び反応度補償として制御棒の位置調整，原子炉スクラムとして制御棒を炉心内に急速に挿入する機能をもつ。 制御棒は，炉心の最大過剰反応度を十分制御出来るよう５号機で137本，６号機で185本設置されている。 制御棒駆動系は，制御棒駆動機構，制御棒駆動水圧系，水圧制御ユニット及びスクラム排出容器等にて構成され，通常の運転操作に必要な速度で制御棒を炉心に挿入（あるいは引抜き）すると共に，緊急時は急速に制御棒を原子炉内に挿入するスクラム動作を行う。 ［系統の現況］ ５・６号機は原子炉から使用済燃料プールへの燃料移動が完了し，今後原子炉に燃料を戻すことはないため，制御棒を炉心内に挿入する必要がない。 2.21.2　要求される機能 なし。 2.21.3　主要な機器 (1) ５号機 a. 制御棒 制御棒については，以下の工事計画認可申請書により確認している。 工事計画認可申請書(平成13･09･17原第4号　平成13年11月13日認可) b. 制御棒駆動機構 制御棒駆動機構については，以下の工事計画認可申請書により確認している。 工事計画認可申請書(55資庁第1815号　昭和55年5月2日認可) c. 制御棒駆動水圧系 (a) 制御棒駆動水フィルタ 制御棒駆動水フィルタについては，以下の工事計画軽微変更届出書により確認している。 建設時第４回工事計画軽微変更届出書(総官第1375号　昭和49年1月30日届出) (b) 制御棒駆動水ポンプ 制御棒駆動水ポンプについては，以下の工事計画軽微変更届出書により確認している。 建設時第４回工事計画軽微変更届出書(総官第1375号　昭和49年1月30日届出) 建設時第２２回工事計画軽微変更届出書(総官第1068号　昭和51年12月7日届出) d. 水圧制御ユニット 水圧制御ユニットについては，以下の工事計画認可申請書により確認している。 工事計画認可申請書(58資庁第10951号　昭和58年8月15日認可) e. スクラム排出容器 スクラム排出容器については，以下の工事計画認可申請書により確認している。 工事計画認可申請書(57資庁第9133号　昭和57年6月18日認可) f. 主配管 主配管については，以下の工事計画認可申請書等により確認している。 工事計画認可申請書(54資庁第329号　昭和54年2月28日認可) 工事計画認可申請書(57資庁第9133号　昭和57年6月18日認可) 工事計画認可申請書(平成11･09･30資第25号　平成11年11月5日認可) 建設時第２７回工事計画軽微変更届出書(総官第1503号　昭和52年3月26日届出)	2.21　５・６号機　制御棒及び制御棒駆動系 ５・６号機は原子炉から使用済燃料プールへの燃料移動が完了し，今後原子炉に燃料を戻すことはないため，制御棒を炉心内に挿入する必要がない。よって，本項の記載を削除した。	記載の適正化

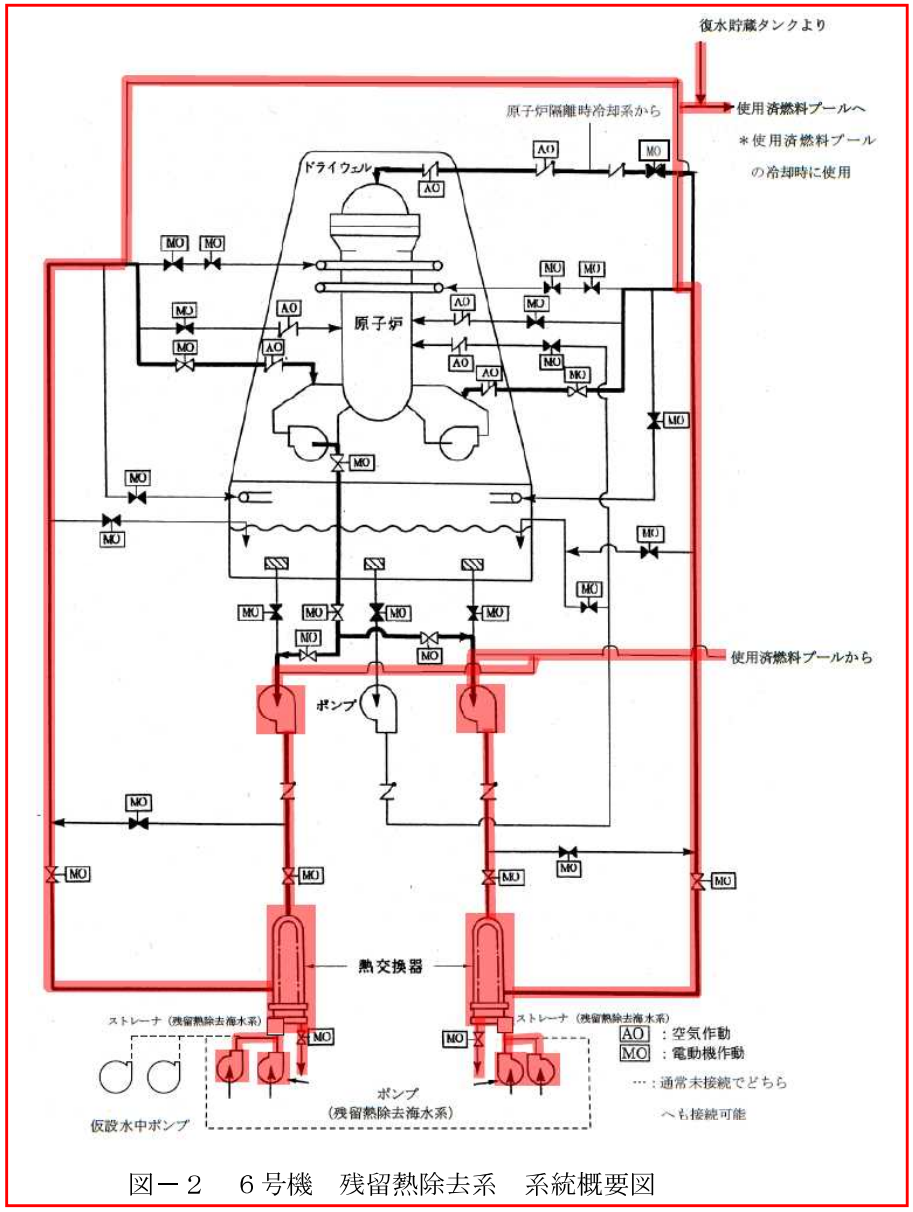
変　更　前	変　更　後	変　更　理　由
(2) 6号機 a. 制御棒 制御棒については，以下の工事計画認可申請書により確認している。 工事計画認可申請書(平成11・03・05資第80号 平成11年3月31日認可) b. 制御棒駆動機構 制御棒駆動機構については，以下の工事計画軽微変更届出書により確認している。 建設時第１８回工事計画軽微変更届出書(総官第966号 昭和52年10月15日届出) 建設時第１９回工事計画軽微変更届出書(総官第1268号 昭和52年12月12日届出) c. 制御棒駆動水圧系 (a) 制御棒駆動水フィルタ 制御棒駆動水フィルタについては，以下の工事計画軽微変更届出書により確認している。 建設時第１８回工事計画軽微変更届出書(総官第966号 昭和52年10月15日届出) (b) 制御棒駆動水ポンプ 制御棒駆動水ポンプについては，以下の工事計画軽微変更届出書により確認している。 建設時第１８回工事計画軽微変更届出書(総官第966号 昭和52年10月15日届出) d. 水圧制御ユニット 水圧制御ユニットについては，以下の工事計画認可申請書により確認している。 工事計画認可申請書(57資庁第14343号 昭和57年10月15日認可) 工事計画認可申請書(60資庁第2373号 昭和60年3月26日認可) e. スクラム排出容器 スクラム排出容器については，以下の工事計画認可申請書により確認している。 工事計画認可申請書(57資庁第14343号 昭和57年10月15日認可) f. 主配管 主配管については，以下の工事計画認可申請書等により確認している。 工事計画認可申請書(57資庁第14343号 昭和57年10月15日認可) 工事計画認可申請書(平成15・08・28原第13号 平成15年10月3日認可) 建設時第１８回工事計画軽微変更届出書(総官第966号 昭和52年10月15日届出) 2.21.4　構造強度及び耐震性 構造強度及び耐震性については，以下の工事計画認可申請書等により確認している。 (1) 5号機 建設時第６回工事計画認可申請書(48公第3623号 昭和48年6月2日認可) 建設時第７回工事計画認可申請書(48公第5381号 昭和48年8月21日認可) 建設時第１０回工事計画認可申請書(49資庁第478号 昭和49年4月8日認可) 工事計画認可申請書(54資庁第329号 昭和54年2月28日認可) 工事計画認可申請書(57資庁第5283号 昭和57年4月16日認可) 工事計画認可申請書(57資庁第9133号 昭和57年6月18日認可) 工事計画認可申請書(58資庁第10951号 昭和58年8月15日認可) 工事計画認可申請書(元資庁第373号 平成元年2月10日認可) 工事計画認可申請書(2資庁第7778号 平成2年7月2日認可) 工事計画認可申請書(平成11・09・30資第25号 平成11年11月5日認可) 工事計画認可申請書(平成13・09・17原第4号 平成13年11月13日認可) 建設時第５回工事計画変更認可申請書(49資庁第1067号 昭和49年4月26日認可) 建設時第７回工事計画変更認可申請書(49資庁第4376号 昭和49年6月12日認可) 建設時第１７回工事計画変更認可申請書(51資庁第5782号 昭和51年6月21日認可) 建設時第４回工事計画軽微変更届出書(総官第1375号 昭和49年1月30日届出) 建設時第２２回工事計画軽微変更届出書(総官第1068号 昭和51年12月17日届出)	(記載の削除)	記載の適正化

変　更　前	変　更　後	変　更　理　由
建設時第２７回工事計画軽微変更届出書(総官第1503号 昭和52年3月26日届出) 建設時第２８回工事計画軽微変更届出書(総官第303号 昭和52年5月30日届出) (2) ６号機 建設時第１１回工事計画認可申請書(50資庁第14354号 昭和51年4月8日認可) 建設時第１３回工事計画認可申請書(51資庁第9101号 昭和51年12月8日認可) 工事計画認可申請書(57資庁第14343号 昭和57年10月15日認可) 工事計画認可申請書(58資庁第17157号 昭和59年1月20日認可) 工事計画認可申請書(59資庁第2198号 昭和59年3月27日認可) 工事計画認可申請書(60資庁第2373号 昭和60年3月26日認可) 工事計画認可申請書(元資庁第7984号 平成元年9月7日認可) 工事計画認可申請書(平成10・03・10資第29号 平成10年3月25日認可) 工事計画認可申請書(平成11・03・05資第80号 平成11年3月31日認可) 工事計画認可申請書(平成15・08・28原第13号 平成15年10月3日認可) 建設時第２７回工事計画変更認可申請書(54資庁第3549号 昭和54年5月24日認可) 建設時第１８回工事計画軽微変更届出書(総官第966号 昭和52年10月15日届出) 建設時第２５回工事計画軽微変更届出書(総文発官第636号 昭和53年8月31日届出) (以上)	(記載の削除) (以上)	記載の適正化

変　更　前	変　更　後	変　更　理　由
2.22　5・6号機　残留熱除去系 2.22.1　系統の概要 残留熱除去系は，原子炉停止後の炉心の崩壊熱及び原子炉圧力容器・配管・冷却材中の保有熱を除去，原子炉冷却材喪失時等の炉心冷却等を行う。 残留熱除去系は，2系列（6号機は3系列）からなり，2基の熱交換器，4台のポンプ（6号機は3台）及び4台の海水ポンプ等から構成されている。 この系は，その運転方法により，原子炉停止時冷却モード，低圧注水モード，格納容器冷却モード（6号機は格納容器スプレイ冷却モード）ならびに使用済燃料プール水の冷却及び補給の各機能を有する。（Ⅱ.2.27　参照） ［系統の現況］ 5・6号機は原子炉から使用済燃料プールへの燃料移動を完了し，今後原子炉に燃料を戻すことはないため，炉心の冷却の必要はない。なお，燃料プール冷却浄化系が停止した際に使用済燃料プール水を冷却し，使用済燃料から崩壊熱を除去する。 （中略） 2.22.3　主要な機器 （中略） (2) 6号機 a. ポンプ ポンプについては，以下の工事計画認可申請書により確認している。 建設時第7回工事計画認可申請書(50資庁第11083号 昭和50年10月23日認可) b. ストレーナ ストレーナについては，以下の工事計画変更認可申請書により確認している。 工事計画変更認可申請書(平成20･01･16原第2号 平成20年1月21日認可) c. 熱交換器 熱交換器については，以下の工事計画認可申請書により確認している。 工事計画認可申請書(平成15･12･09原第9号 平成16年3月8日認可) d. ポンプ（残留熱除去海水系） ポンプについては，以下の工事計画認可申請書により確認している。 建設時第7回工事計画認可申請書(50資庁第11083号 昭和50年10月23日認可) e. ストレーナ（残留熱除去海水系） ストレーナについては，以下の工事計画変更認可申請書により確認している。 建設時第２１回工事計画変更認可申請書(53資庁第1730号 昭和53年3月28日認可) f. 主配管 主配管については，以下の工事計画認可申請書等により確認している。 工事計画認可申請書(平成16･01･29原第13号 平成16年4月7日認可) 工事計画変更認可申請書(平成20･01･16原第2号 平成20年1月21日認可) 工事計画届出書(総文発官6第605号 平成6年10月4日届出) 工事計画届出書(総官発15第230号 平成15年9月29日届出) 建設時第１５回工事計画軽微変更届出書(総官第446号 昭和52年6月30日届出) 建設時第１６回工事計画軽微変更届出書(総官第704号 昭和52年8月15日届出) 建設時第１９回工事計画軽微変更届出書(総官第1268号 昭和52年12月12日届出)	2.22　5・6号機　残留熱除去系 2.22.1　系統の概要 残留熱除去系は，原子炉停止後の炉心の崩壊熱及び原子炉圧力容器・配管・冷却材中の保有熱を除去，原子炉冷却材喪失時等の炉心冷却等を行う。 残留熱除去系は，2系列からなり，2基の熱交換器，4台のポンプ及び4台の海水ポンプ等から構成されている。 この系は，その運転方法により，原子炉停止時冷却モード，低圧注水モード，格納容器冷却モードならびに使用済燃料プール水の冷却及び補給の各機能を有する。（Ⅱ.2.27　参照） 6号機は使用済燃料を2025年4月に使用済燃料共用プールへ搬出完了しており，使用済燃料プール水を冷却する必要がない。よって，本項における6号機の記載を削除した。 ［系統の現況］ 5号機は原子炉から使用済燃料プールへの燃料移動を完了し，今後原子炉に燃料を戻すことはないため，炉心の冷却の必要はない。なお，燃料プール冷却浄化系が停止した際に使用済燃料プール水を冷却し，使用済燃料から崩壊熱を除去する。 （中略） 2.22.3　主要な機器 （中略） （記載の削除）	6号機使用済燃料取出し完了に伴う記載の変更 6号機使用済燃料取出し完了に伴う記載の変更 6号機使用済燃料取出し完了に伴う記載の変更 6号機使用済燃料取出し完了に伴う記載の変更

変　更　前	変　更　後	変　更　理　由
g. 主要弁 主要弁については，以下の工事計画認可申請書により確認している。 建設時第７回工事計画認可申請書(50資庁第11083号 昭和50年10月23日認可)	（記載の削除）	６号機使用済燃料取出し完了に伴う記載の変更
h. 仮設水中ポンプ（残留熱除去海水系） 仮設水中ポンプについては，以下の工事の届出書により確認している。 電気事業法第４７条第４項による工事の届出書(総管発24第245号 平成24年11月8日届出)		
2.22.4　構造強度及び耐震性	2.22.4　構造強度及び耐震性	
（中略）	（中略）	
(2) ６号機 建設時第３回工事計画認可申請書(49資庁第17943号 昭和49年11月12日認可) 建設時第５回工事計画認可申請書(50資庁第4675号 昭和50年6月5日認可) 建設時第７回工事計画認可申請書(50資庁第11083号 昭和50年10月23日認可) 建設時第１１回工事計画認可申請書(50資庁第14354号 昭和51年4月8日認可) 建設時第１３回工事計画認可申請書(51資庁第9101号 昭和51年12月8日認可) 工事計画認可申請書(平成12・12・19資第37号 平成12年12月27日認可) 工事計画認可申請書(平成16・01・29原第13号 平成16年4月7日認可) 工事計画認可申請書(平成15・12・09原第9号 平成16年3月8日認可) 工事計画認可申請書(平成19・07・04原第6号 平成19年9月11日認可) 建設時第１０回工事計画変更認可申請書(51資庁第14364号 昭和52年1月24日認可) 建設時第１１回工事計画変更認可申請書(52資庁第5413号 昭和52年6月16日認可) 建設時第２４回工事計画変更認可申請書(53資庁第9792号 昭和53年8月25日認可) 建設時第２７回工事計画変更認可申請書(54資庁第3549号 昭和54年5月24日認可) 工事計画変更認可申請書(平成20・01・16原第2号 平成20年1月21日認可) 工事計画届出書(総文発官6第605号 平成6年10月4日届出) 工事計画届出書(総官発15第230号 平成15年9月29日届出) 建設時第４回工事計画軽微変更届出書(総官第1193号 昭和50年2月26日届出) 建設時第１５回工事計画軽微変更届出書(総官第446号 昭和52年6月30日届出) 建設時第１６回工事計画軽微変更届出書(総官第704号 昭和52年8月15日届出) 建設時第１８回工事計画軽微変更届出書(総官第966号 昭和52年10月15日届出) 建設時第１９回工事計画軽微変更届出書(総官第1268号 昭和52年12月12日届出) 建設時第２２回工事計画軽微変更届出書(総官第1788号 昭和53年3月23日届出)	（記載の削除）	６号機使用済燃料取出し完了に伴う記載の変更
（中略）	（中略）	

変　更　前	変　更　後	変　更　理　由
添付資料－１ 残留熱除去海水系の一部没水配管における健全性評価について 残留熱除去海水系配管は，材質が炭素鋼であるが，腐食防止のために表面塗装が施されており，塗装が健全であれば外面腐食を防止できる。しかしながら現状，トレンチ内に海水が溜まっており配管の状態が確認できないことから，塗装がはく離し腐食する可能性がある。なお，配管の内側はライニング処理により腐食がないものとし，ここでは，外面からの配管の腐食について評価する。 まず，５号機及び６号機の工事計画軽微変更届出書では，配管の肉厚（５号機：11.7mm，６号機：11.1mm）及び必要肉厚（５号機：7.8mm，６号機：8.1mm）の記載*1がある。これまでは，計画的な点検により表面状態を確認し，必要に応じて補修塗装を実施し健全性を維持している。 しかしながら，配管が海水中に一部没水しているため外面からの腐食が進む可能性がある。そのため，必要肉厚を下回るのにどの程度の時間的余裕があるか評価した。 ここで，塗装のはく離及び飛沫帯がある状態を想定する。腐食防食データブック*2によれば，海水中では腐食速度は 0.1mm/年，飛沫帯では 0.3mm/年と報告されているため，水面からの飛沫があると仮定し腐食速度は 0.3mm/年とする。 その結果，必要肉厚に到達するまでの時間的余裕は５号機で約 13 年，６号機で約 10 年となると予測される。 ＊１：以下の工事計画軽微変更届出書により確認している。 ５号機：建設時第１３回工事計画軽微変更届出書(総官第237号 昭和50年6月20日届出) ６号機：建設時第１６回工事計画軽微変更届出書(総官第704号 昭和52年8月15日届出) ＊２：腐食防食協会編；腐食防食データブック，丸善，p. 49（1995）.	添付資料－１ 残留熱除去海水系の一部没水配管における健全性評価について 残留熱除去海水系配管は，材質が炭素鋼であるが，腐食防止のために表面塗装が施されており，塗装が健全であれば外面腐食を防止できる。しかしながら現状，トレンチ内に海水が溜まっており配管の状態が確認できないことから，塗装がはく離し腐食する可能性がある。なお，配管の内側はライニング処理により腐食がないものとし，ここでは，外面からの配管の腐食について評価する。 まず，５号機の工事計画軽微変更届出書では，配管の肉厚（11.7mm）及び必要肉厚（7.8mm）の記載*1がある。これまでは，計画的な点検により表面状態を確認し，必要に応じて補修塗装を実施し健全性を維持している。 しかしながら，配管が海水中に一部没水しているため外面からの腐食が進む可能性がある。そのため，必要肉厚を下回るのにどの程度の時間的余裕があるか評価した。 ここで，塗装のはく離及び飛沫帯がある状態を想定する。腐食防食データブック*2によれば，海水中では腐食速度は 0.1mm/年，飛沫帯では 0.3mm/年と報告されているため，水面からの飛沫があると仮定し腐食速度は 0.3mm/年とする。 その結果，必要肉厚に到達するまでの時間的余裕は約 13 年となると予測される。 ＊１：以下の工事計画軽微変更届出書により確認している。 ５号機：建設時第１３回工事計画軽微変更届出書(総官第237号 昭和50年6月20日届出) ＊２：腐食防食協会編；腐食防食データブック，丸善，p. 49（1995）.	６号機使用済燃料取出し完了に伴う記載の変更 ６号機使用済燃料取出し完了に伴う記載の変更 ６号機使用済燃料取出し完了に伴う記載の変更

変　更　前	変　更　後	変　更　理　由
添付資料－2 （中略）  図－2　6号機　残留熱除去系　系統概要図 （以上）	添付資料－2 （中略） （記載の削除） （以上）	6号機使用済燃料取出し完了に伴う記載の変更

変　更　前	変　更　後	変　更　理　由
2.23　5・6号機　非常用炉心冷却系 2.23.1　系統の概要 非常用炉心冷却系は，冷却材喪失時の燃料の重大な損傷を防止し，ジルコニウム－水反応を極力抑え，崩壊熱を長期に亘って除去する機能を持ち，炉心スプレイ系（6号機は低圧炉心スプレイ系），低圧注水系等で構成されている。 (1) 5号機 a. 炉心スプレイ系 原子炉再循環配管の破断のような冷却材喪失時に，非常用電源系に結ばれた電動機駆動ポンプによりサプレッション・プールの水を炉心上部より炉心にスプレイして，燃料の過熱を防止する。 b. 低圧注水系（低圧注水モード） 原子炉再循環配管の破断のような冷却材喪失時に，非常用電源系に結ばれた電動機駆動ポンプによりサプレッション・プールの水を炉心へ注水し，炉心を水浸けにして，燃料の過熱を防止する。 c. 高圧注水系 1次系配管の中小破断時に，蒸気タービン駆動ポンプにより復水貯蔵タンクの水あるいはサプレッション・プールの水を炉心へ注水して，燃料の過熱を防止する。 d. 自動減圧系 主蒸気逃がし安全弁が作動すれば，原子炉再循環配管の破断のような冷却材喪失時に原子炉蒸気をサプレッション・プールへ逃がして，原子炉圧力を速やかに低下させて炉心スプレイ系あるいは低圧注水系による注水を早期に可能とする。 (2) 6号機 a. 低圧炉心スプレイ系 原子炉再循環配管の破断のような冷却材喪失時に，非常用電源系に結ばれた電動機駆動ポンプによりサプレッション・プールの水を炉心上部より炉心にスプレイして，燃料の過熱を防止する。 b. 低圧注水系（低圧注水モード） 原子炉再循環配管の破断のような冷却材喪失時に，非常用電源系に結ばれた電動機駆動ポンプによりサプレッション・プールの水を炉心へ注水し，炉心を水浸けにして，燃料の過熱を防止する。 c. 高圧炉心スプレイ系 原子炉再循環配管の破断のような冷却材喪失時に，専用の非常用電源を有している電動機駆動ポンプにより，復水貯蔵タンクあるいはサプレッション・プールの水を炉心上部より炉心にスプレイして，燃料の過熱を防止する。 d. 自動減圧系 主蒸気逃がし安全弁が作動すれば，原子炉再循環配管の破断のような冷却材喪失時に原子炉蒸気をサプレッション・プールへ逃がして，原子炉圧力を速やかに低下させて低圧炉心スプレイ系あるいは低圧注水系による注水を早期に可能とする。 ［系統の現況］ 5・6号機は原子炉から使用済燃料プールへの燃料移動を完了し，今後原子炉に燃料を戻すことはないため，炉心への注水の必要がないことから，非常用炉心冷却系の機能を維持する必要はない。 2.23.2　要求される機能 なし。 2.23.3　主要な機器	2.23　5・6号機　非常用炉心冷却系 5・6号機は原子炉から使用済燃料プールへの燃料移動を完了し，今後原子炉に燃料を戻すことはないため，炉心への注水が必要なく，非常用炉心冷却系の機能を維持する必要がない。よって，本項の記載を削除した。	記載の適正化

変　更　前	変　更　後	変　更　理　由
(1) 5号機 a. 炉心スプレイ系 (a) ポンプ ポンプについては，以下の工事計画軽微変更届出書により確認している。 建設時第４回工事計画軽微変更届出書(総官第1375号 昭和49年1月30日届出) (b) ストレーナ ストレーナについては，以下の工事計画認可申請書により確認している。 工事計画認可申請書(平成20・01・23原第5号 平成20年2月18日認可) (c) 主配管 主配管については，以下の工事計画認可申請書等により確認している。 建設時第７回工事計画認可申請書(48公第5381号 昭和48年8月21日認可) 工事計画認可申請書(平成20・01・23原第5号 平成20年2月18日認可) 建設時第１５回工事計画変更認可申請書(50資庁第14309号 昭和51年2月28日認可) (d) 主要弁 主要弁については，以下の工事計画軽微変更届出書により確認している。 建設時第４回工事計画軽微変更届出書(総官第1375号 昭和49年1月30日届出) b. 低圧注水系 (a) ポンプ ポンプについては，以下の工事計画認可申請書により確認している。 建設時第７回工事計画認可申請書(48公第5381号 昭和48年8月21日認可) (b) ストレーナ ストレーナについては，以下の工事計画認可申請書により確認している。 工事計画認可申請書(平成20・01・23原第5号 平成20年2月18日認可) (c) 主配管 主配管については，以下の工事計画認可申請書等により確認している。 工事計画認可申請書(平成16・10・18原第7号 平成16年11月30日認可) 工事計画認可申請書(平成16・10・22原第7号 平成16年12月1日認可) 工事計画認可申請書(平成20・01・23原第5号 平成20年2月18日認可) 工事計画認可申請書(平成21・06・26原第17号 平成21年7月13日認可) 工事計画届出書(総官発21第88号 平成21年6月26日届出) 建設時第６回工事計画軽微変更届出書(総官第33号 昭和49年4月6日届出) 建設時第８回工事計画軽微変更届出書(総官第534号 昭和49年7月29日届出) (d) 主要弁 主要弁については，以下の工事計画軽微変更届出書により確認している。 建設時第１３回工事計画軽微変更届出書(総官第237号 昭和50年6月20日届出) (e) ポンプ（残留熱除去海水系） ポンプについては，以下の工事計画認可申請書により確認している。 建設時第７回工事計画認可申請書(48公第5381号 昭和48年8月21日認可) (f) ストレーナ（残留熱除去海水系） ストレーナについては，以下の工事計画軽微変更届出書により確認している。 建設時第６回工事計画軽微変更届出書(総官第33号 昭和49年4月6日届出) (g) 主配管（残留熱除去海水系） 主配管については，以下の工事計画軽微変更届出書により確認している。	（記載の削除）	記載の適正化

変　更　前	変　更　後	変　更　理　由
建設時第６回工事計画軽微変更届出書(総官第33号 昭和49年4月6日届出) (2) 6号機 a. 低圧炉心スプレイ系 (a) ポンプ ポンプについては，以下の工事計画認可申請書により確認している。 建設時第７回工事計画認可申請書(50資庁第11083号 昭和50年10月23日認可) (b) ストレーナ ストレーナについては，以下の工事計画変更認可申請書により確認している。 工事計画変更認可申請書(平成20・01・16原第2号 平成20年1月21日認可) (c) 主配管 主配管については，以下の工事計画変更認可申請書等により確認している。 工事計画変更認可申請書(平成20・01・16原第2号 平成20年1月21日認可) 建設時第１５回工事計画軽微変更届出書(総官第446号 昭和52年6月30日届出) (d) 主要弁 主要弁については，以下の工事計画認可申請書により確認している。 建設時第７回工事計画認可申請書(50資庁第11083号 昭和50年10月23日認可) b. 低圧注水系 (a) ポンプ ポンプについては，以下の工事計画認可申請書により確認している。 建設時第７回工事計画認可申請書(50資庁第11083号 昭和50年10月23日認可) (b) ストレーナ ストレーナについては，以下の工事計画変更認可申請書により確認している。 工事計画変更認可申請書(平成20・01・16原第2号 平成20年1月21日認可) (c) 主配管 主配管については，以下の工事計画認可申請書等により確認している。 工事計画認可申請書(平成16・01・29原第13号 平成16年4月7日認可) 工事計画変更認可申請書(平成20・01・16原第2号 平成20年1月21日認可) 工事計画届出書(総官発15第230号 平成15年9月29日届出) 建設時第１５回工事計画軽微変更届出書(総官第446号 昭和52年6月30日届出) 建設時第１９回工事計画軽微変更届出書(総官第1268号 昭和52年12月12日届出) (d) 主要弁 主要弁については，以下の工事計画認可申請書により確認している。 建設時第７回工事計画認可申請書(50資庁第11083号 昭和50年10月23日認可) (e) ポンプ（残留熱除去海水系） ポンプについては，以下の工事計画認可申請書により確認している。 建設時第７回工事計画認可申請書(50資庁第11083号 昭和50年10月23日認可) (f) ストレーナ（残留熱除去海水系） ストレーナについては，以下の工事計画変更認可申請書により確認している。 建設時第２１回工事計画変更認可申請書(53資庁第1730号 昭和53年3月28日認可) (g) 主配管（残留熱除去海水系） 主配管については，以下の工事計画届出書等により確認している。 工事計画届出書(総文発官6第605号 平成6年10月4日届出)	（記載の削除）	記載の適正化

変　更　前	変　更　後	変　更　理　由
建設時第１６回工事計画軽微変更届出書(総官第704号 昭和52年8月15日届出) 建設時第１９回工事計画軽微変更届出書(総官第1268号 昭和52年12月12日届出) 2.23.4　構造強度及び耐震性 構造強度及び耐震性については，以下の工事計画認可申請書等により確認している。 (1) 5号機 a. 炉心スプレイ系 建設時第６回工事計画認可申請書(48公第3623号 昭和48年6月2日認可) 建設時第７回工事計画認可申請書(48公第5381号 昭和48年8月21日認可) 工事計画認可申請書(平成20･01･23原第5号 平成20年2月18日認可) 建設時第５回工事計画変更認可申請書(49資庁第1067号 昭和49年4月26日認可) 建設時第１５回工事計画変更認可申請書(50資庁第14309号 昭和51年2月28日認可) 建設時第４回工事計画軽微変更届出書(総官第1375号 昭和49年1月30日届出) 建設時第６回工事計画軽微変更届出書(総官第33号 昭和49年4月6日届出) 建設時第１３回工事計画軽微変更届出書(総官第237号 昭和50年6月20日届出) b. 低圧注水系 建設時第７回工事計画認可申請書(48公第5381号 昭和48年8月21日認可) 工事計画認可申請書(平成16･10･18原第7号 平成16年11月30日認可) 工事計画認可申請書(平成16･10･22原第7号 平成16年12月1日認可) 工事計画認可申請書(平成20･01･23原第5号 平成20年2月18日認可) 工事計画認可申請書(平成21･06･26原第17号 平成21年7月13日認可) 工事計画届出書(総官発21第88号 平成21年6月26日届出) 建設時第３回工事計画軽微変更届出書(総官第923号 昭和48年10月30日届出) 建設時第４回工事計画軽微変更届出書(総官第1375号 昭和49年1月30日届出) 建設時第６回工事計画軽微変更届出書(総官第33号 昭和49年4月6日届出) 建設時第８回工事計画軽微変更届出書(総官第534号 昭和49年7月29日届出) 建設時第１０回工事計画軽微変更届出書(総官第919号 昭和49年11月18日届出) 建設時第１３回工事計画軽微変更届出書(総官第237号 昭和50年6月20日届出) 建設時第１６回工事計画軽微変更届出書(総官第1102号 昭和51年3月17日届出) (2) 6号機 a. 低圧炉心スプレイ系 建設時第７回工事計画認可申請書(50資庁第11083号 昭和50年10月23日認可) 工事計画認可申請書(平成19･07･04原第6号 平成19年9月11日認可) 工事計画変更認可申請書(平成20･01･16原第2号 平成20年1月21日認可) 建設時第１５回工事計画軽微変更届出書(総官第446号 昭和52年6月30日届出) 建設時第１８回工事計画軽微変更届出書(総官第966号 昭和52年10月15日届出) 建設時第１９回工事計画軽微変更届出書(総官第1268号 昭和52年12月12日届出) b. 低圧注水系 建設時第３回工事計画認可申請書(49資庁第17943号 昭和49年11月12日認可) 建設時第５回工事計画認可申請書(50資庁第4675号 昭和50年6月5日認可) 建設時第７回工事計画認可申請書(50資庁第11083号 昭和50年10月23日認可) 建設時第１１回工事計画認可申請書(50資庁第14354号 昭和51年4月8日認可) 建設時第１３回工事計画認可申請書(51資庁第9101号 昭和51年12月8日認可) 工事計画認可申請書(平成16･01･29原第13号 平成16年4月7日認可) 工事計画認可申請書(平成19･07･04原第6号 平成19年9月11日認可) 建設時第１０回工事計画変更認可申請書(51資庁第14364号 昭和52年1月24日認可) 建設時第１１回工事計画変更認可申請書(52資庁第5413号 昭和52年6月16日認可) 建設時第２４回工事計画変更認可申請書(53資庁第9792号 昭和53年8月25日認可) 建設時第２７回工事計画変更認可申請書(54資庁第3549号 昭和54年5月24日認可) 工事計画変更認可申請書(平成20･01･16原第2号 平成20年1月21日認可)	（記載の削除）	記載の適正化

変　更　前	変　更　後	変　更　理　由
工事計画届出書(総文発官6第605号 平成6年10月4日届出) 工事計画届出書(総官発15第230号 平成15年9月29日届出) 建設時第４回工事計画軽微変更届出書(総官第1193号 昭和50年2月26日届出) 建設時第１５回工事計画軽微変更届出書(総官第446号 昭和52年6月30日届出) 建設時第１６回工事計画軽微変更届出書(総官第704号 昭和52年8月15日届出) 建設時第１８回工事計画軽微変更届出書(総官第966号 昭和52年10月15日届出) 建設時第１９回工事計画軽微変更届出書(総官第1268号 昭和52年12月12日届出) 建設時第２２回工事計画軽微変更届出書(総官第1788号 昭和53年3月23日届出) (以上)	(記載の削除) (以上)	記載の適正化

福島第一原子力発電所　特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第Ⅱ章　2.24　５・６号機　復水補給水系）

変　更　前	変　更　後	変　更　理　由
2.24　５・６号機　復水補給水系 2.24.1　系統の概要 復水補給水系は，各建屋に設置される機器等に対し，必要な容量及び圧力を有する復水を，復水貯蔵タンクから復水移送ポンプにて供給する。 また，上記の給水以外に残留熱除去系，燃料プール冷却浄化系，非常用炉心冷却系及び制御棒駆動系等で，必要とする水源を有する。 （以下，省略）	2.24　５・６号機　復水補給水系 2.24.1　系統の概要 復水補給水系は，各建屋に設置される機器等に対し，必要な容量及び圧力を有する復水を，復水貯蔵タンクから復水移送ポンプにて供給する。 また，５号機においては，上記の給水以外に残留熱除去系，燃料プール冷却浄化系等で，必要とする水源を有する。６号機においては，上記の給水以外に燃料プール冷却浄化系で，必要とする水源を有する。 （以下，省略）	６号機使用済燃料取出し完了に伴う記載の変更

変　更　前	変　更　後	変　更　理　由
2.25　５・６号機　原子炉冷却材浄化系 2.25.1　系統の概要 原子炉冷却材浄化系は，冷却材の純度を高く維持するためのものであって，この系統は，原子炉再循環系から冷却材の一部を抜き出し，連続的に冷却材の浄化を行うものである。 原子炉冷却材浄化系は，熱交換器（再生・非再生），循環ポンプ及びろ過脱塩器等から構成されている。 なお，循環ポンプを運転するには制御棒駆動水ポンプからのパージ水が必要であり，このパージ水は原子炉内へ戻される。 ［系統の現況］ ５・６号機は原子炉から使用済燃料プールへの燃料移動が完了し，今後原子炉に燃料を戻すことはないため，冷却材の浄化は必要としない。 2.25.2　要求される機能 なし。 2.25.3　主要な機器 (1) ５号機 a. 再生熱交換器 再生熱交換器については，以下の工事計画届出書により確認している。 工事計画届出書(総文発官4第351号 平成4年7月27日届出) b. 非再生熱交換器 非再生熱交換器については，以下の工事計画認可申請書により確認している。 建設時第６回工事計画認可申請書(48公第3623号 昭和48年6月2日認可) c. 循環ポンプ 循環ポンプについては，以下の工事計画認可申請書により確認している。 工事計画認可申請書(平成14･12･20原第10号 平成15年1月27日認可) d. ろ過脱塩器 ろ過脱塩器については，以下の工事計画認可申請書により確認している。 建設時第６回工事計画認可申請書(48公第3623号 昭和48年6月2日認可) e. 主配管 主配管については，以下の工事計画認可申請書等により確認している。 工事計画認可申請書(平成16･10･18原第7号 平成16年11月30日認可，総発官16第444号 平成17年1月24日一部補正) 建設時第１７回工事計画変更認可申請書(51資庁第5782号 昭和51年6月21日認可) 工事計画届出書(総官発14第375号 平成14年12月20日届出) f. 主要弁 主要弁については，以下の工事計画変更認可申請書により確認している。 建設時第１７回工事計画変更認可申請書(51資庁第5782号 昭和51年6月21日認可) (2) ６号機 a. 再生熱交換器 再生熱交換器については，以下の工事計画届出書により確認している。 工事計画届出書(総文発官3第1242号 平成4年2月13日届出) b. 非再生熱交換器 非再生熱交換器については，以下の工事計画変更認可申請書により確認している。 建設時第１０回工事計画変更認可申請書(51資庁第14364号 昭和52年1月24日認可)	2.25　５・６号機　原子炉冷却材浄化系 ５・６号機は原子炉から使用済燃料プールへの燃料移動が完了し，今後原子炉に燃料を戻すことはないため，冷却材の浄化が必要ない。よって，本項の記載を削除した。	記載の適正化

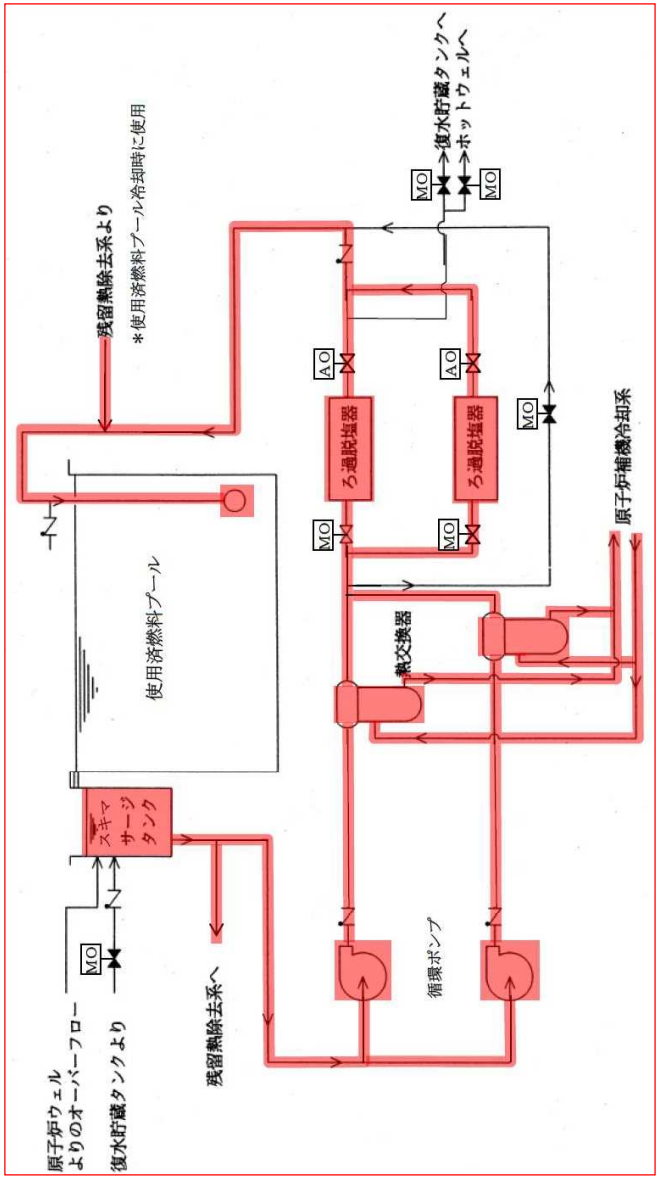
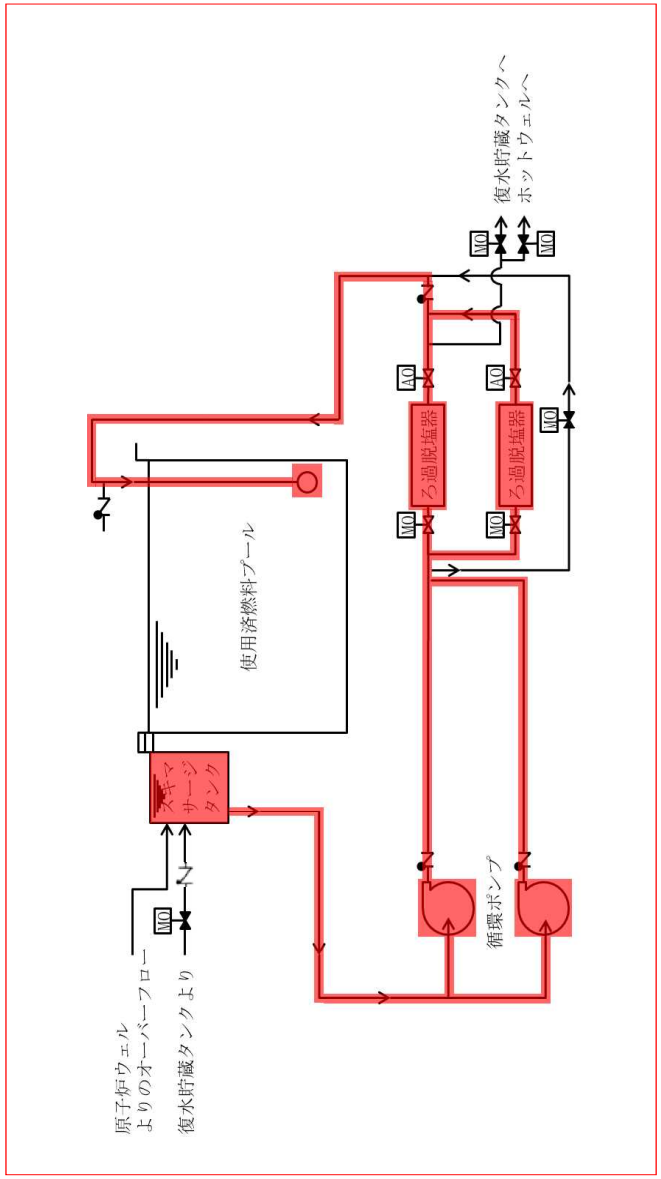
変　更　前	変　更　後	変　更　理　由
c.循環ポンプ 循環ポンプについては，以下の工事計画認可申請書により確認している。 工事計画認可申請書(5資庁第6407号 平成5年6月15日認可) d.ろ過脱塩器 ろ過脱塩器については，以下の工事計画軽微変更届出書により確認している。 建設時第２２回工事計画軽微変更届出書(総官第1788号 昭和53年3月23日届出) e.主配管 主配管については，以下の工事計画軽微変更届出書により確認している。 建設時第１８回工事計画軽微変更届出書(総官第966号 昭和52年10月15日届出) 建設時第２５回工事計画軽微変更届出書(総文発官第636号昭和53年8月31日届出) f.主要弁 主要弁については，以下の工事計画軽微変更届出書により確認している。 建設時第２５回工事計画軽微変更届出書(総文発官第636号昭和53年8月31日届出) 2.25.4　構造強度及び耐震性 構造強度及び耐震性については，以下の工事計画認可申請書等により確認している。 (1)５号機 建設時第６回工事計画認可申請書(48公第3623号 昭和48年6月2日認可) 工事計画認可申請書(平成14･12･20原第10号 平成15年1月27日認可) 工事計画認可申請書(平成16･10･18原第7号 平成16年11月30日認可) 建設時第５回工事計画変更認可申請書(49資庁第1067号 昭和49年4月26日認可) 建設時第１７回工事計画変更認可申請書(51資庁第5782号 昭和51年6月21日認可) 工事計画届出書(総文発官4第351号 平成4年7月27日届出) 工事計画届出書(総官発14第375号 平成14年12月20日届出) 建設時第４回工事計画軽微変更届出書(総官第1375号 昭和49年1月30日届出) 建設時第８回工事計画軽微変更届出書(総官第534号 昭和49年7月29日届出) 建設時第１３回工事計画軽微変更届出書(総官第237号 昭和50年6月20日届出) 建設時第１９回工事計画軽微変更届出書(総官第603号 昭和51年9月9日届出) 建設時第２８回工事計画軽微変更届出書(総官第303号 昭和52年5月30日届出) (2)６号機 建設時第１１回工事計画認可申請書(50資庁第14354号 昭和51年4月8日認可) 工事計画認可申請書(5資庁第6407号 平成5年6月15日認可) 建設時第１０回工事計画変更認可申請書(51資庁第14364号 昭和52年1月24日認可) 工事計画届出書(総文発官3第1242号 平成4年2月13日届出) 建設時第１８回工事計画軽微変更届出書(総官第966号 昭和52年10月15日届出) 建設時第１９回工事計画軽微変更届出書(総官第1268号 昭和52年12月12日届出) 建設時第２２回工事計画軽微変更届出書(総官第1788号 昭和53年3月23日届出) 建設時第２５回工事計画軽微変更届出書(総文発官第636号 昭和53年8月31日届出) (以上)	(記載の削除) (以上)	記載の適正化

変　更　前	変　更　後	変　更　理　由
2.26　５・６号機　原子炉建屋常用換気系 2.26.1　系統の概要 原子炉建屋常用換気系は，建屋内に加熱あるいは冷却した清浄な空気を供給し建屋内の雰囲気温度を調整すると共に，これら供給空気の流れを適切に保ち，建屋内の清浄区域汚染を防止する。 原子炉建屋常用換気系は，他の換気系とは独立になっており，空気供給系と排気系を備え，それぞれ 100％容量のファン 2 台（1 台は予備）をもっている。また，差圧制御器により，出口弁を調整し，原子炉建屋内はわずかに負圧に保たれている。排気空気は，フィルタを通じて主排気筒から大気中へ放出される。（添付資料－１ 参照） 換気用の原子炉建屋入口及び出口ダクトには，それぞれ２個の空気作動隔離弁があり，原子炉建屋放射能高の信号で原子炉建屋常用換気系が隔離し，非常用ガス処理系が自動起動することで放射性物質の系外放出を防ぐ。 ［系統の現況］ 原子炉建屋常用換気系は，建屋内の作業環境維持や機器類保護のため，現在換気運転をしている。５・６号機は原子炉から使用済燃料プールへの燃料移動を完了し，今後原子炉に燃料を戻すことはない。 ５・６号機の使用済燃料は，震災後８年以上冷却されており，原子炉停止後から放射能は減衰している。Ⅱ.2.11　添付資料－３－２「移送操作中の燃料集合体の落下」と同様の燃料集合体落下事故を想定しても，周辺公衆に対し，著しい放射線被ばくのリスクを与えないことから原子炉建屋の負圧を維持する必要はない。 また，原子炉建屋放射能高の信号で原子炉建屋常用換気系の隔離及び非常用ガス処理系の自動起動は必要としない。 なお，震災後に建屋の給排気ケーシング内に高性能フィルタを設置し，放射性気体廃棄物の放出量の抑制，適切な処理を行っている。（高性能フィルタは放射性物質の捕集校率が高いが，その能力を発揮するために当該系統の風量を定格値の 70％程度で運転する） （以下，省略）	2.26　５・６号機　原子炉建屋常用換気系 2.26.1　系統の概要 原子炉建屋常用換気系は，建屋内に加熱あるいは冷却した清浄な空気を供給し建屋内の雰囲気温度を調整すると共に，これら供給空気の流れを適切に保ち，建屋内の清浄区域汚染を防止する。 原子炉建屋常用換気系は，他の換気系とは独立になっており，空気供給系と排気系を備え，それぞれ 100％容量のファン 2 台（1 台は予備）をもっている。また，差圧制御器により，出口弁を調整し，原子炉建屋内はわずかに負圧に保たれている。排気空気は，フィルタを通じて主排気筒から大気中へ放出される。（添付資料－１ 参照） （記載の削除） ［系統の現況］ 原子炉建屋常用換気系は，建屋内の作業環境維持や機器類保護のため，現在換気運転をしている。５号機は原子炉から使用済燃料プールへの燃料移動を完了し，今後原子炉に燃料を戻すことはない。 ６号機の使用済燃料は 2025 年 4 月に使用済燃料共用プールへ搬出完了している。 ５・６号機の使用済燃料は，震災後８年以上冷却されており，原子炉停止後から放射能は減衰している。Ⅱ.2.11　添付資料－３－２「移送操作中の燃料集合体の落下」と同様の燃料集合体落下事故を想定しても，周辺公衆に対し，著しい放射線被ばくのリスクを与えないことから原子炉建屋の負圧を維持する必要はない。 また，原子炉建屋放射能高の信号で原子炉建屋常用換気系の隔離及び非常用ガス処理系の自動起動は必要としない。 なお，震災後に建屋の給排気ケーシング内に高性能フィルタを設置し，放射性気体廃棄物の放出量の抑制，適切な処理を行っている。（高性能フィルタは放射性物質の捕集効率が高いが，その能力を発揮するために当該系統の風量を定格値の 70％程度で運転する） （以下，省略）	記載の適正化 ６号機使用済燃料取出し完了に伴う記載の変更 記載の適正化

変　更　前	変　更　後	変　更　理　由
2.27　5・6号機　燃料プール冷却浄化系 2.27.1　系統の概要 燃料プール冷却浄化系は，燃料プール冷却浄化系，原子炉補機冷却系，補機冷却海水系で構成されており，使用済燃料からの崩壊熱の除去及び使用済燃料プールの水の純度を保ち，遮へい（燃料上部に十分な水深を確保すること）を維持している。 燃料プール冷却浄化系の循環ポンプの吸込みラインは，使用済燃料プールに隣接するスキマサージタンクに接続されているため，この系の破断時にも使用済燃料プールの水は流出しない。（添付資料－1　参照）	2.27　5・6号機　燃料プール冷却浄化系 2.27.1　系統の概要 5号機の燃料プール冷却浄化系は，燃料プール冷却浄化系，原子炉補機冷却系，補機冷却海水系で構成されており，使用済燃料からの崩壊熱の除去及び使用済燃料プールの水の純度を保ち，遮へい（燃料上部に十分な水深を確保すること）を維持している。6号機の燃料プール冷却浄化系は，6号機の使用済燃料を2025年4月に使用済燃料プールから使用済燃料共用プールへ搬出を完了しているため，燃料プール冷却浄化系（熱交換器を除く）のみで構成されており，使用済燃料プールの水の純度及び遮へい（燃料上部に十分な水深を確保すること）を維持している。 燃料プール冷却浄化系の循環ポンプの吸込みラインは，使用済燃料プールに隣接するスキマサージタンクに接続されているため，この系の破断時にも使用済燃料プールの水は流出しない。（添付資料－1　参照）	6号機使用済燃料取出し完了に伴う記載の変更
（中略）	（中略）	
2.27.2　要求される機能 使用済燃料プールの水位を維持し，プール内の崩壊熱を除去すると共に浄化できる機能を有すること。	2.27.2　要求される機能 使用済燃料プールの水位を維持し，浄化できる機能を有すると共に5号機についてはプール内の崩壊熱を除去すること。	6号機使用済燃料取出し完了に伴う記載の変更
2.27.3　主要な機器	2.27.3　主要な機器	
（中略）	（中略）	
(2) 6号機 a. 燃料プール冷却浄化系 (a) 熱交換器 熱交換器については，以下の工事計画認可申請書等により確認している。 建設時第１１回工事計画認可申請書(50資庁第14354号 昭和51年4月8日認可) 建設時第２３回工事計画変更認可申請書(53資庁第7314号 昭和53年7月11日認可)	(2) 6号機 a. 燃料プール冷却浄化系 （記載の削除）	6号機使用済燃料取出し完了に伴う記載の変更
(b) ろ過脱塩器 ろ過脱塩器については，以下の工事計画認可申請書により確認している。 建設時第１１回工事計画認可申請書(50資庁第14354号 昭和51年4月8日認可)	(a) ろ過脱塩器 ろ過脱塩器については，以下の工事計画認可申請書により確認している。 建設時第１１回工事計画認可申請書(50資庁第14354号 昭和51年4月8日認可)	記載の適正化
(c) 循環ポンプ 循環ポンプについては，以下の工事計画認可申請書により確認している。 建設時第１１回工事計画認可申請書(50資庁第14354号 昭和51年4月8日認可)	(b) 循環ポンプ 循環ポンプについては，以下の工事計画認可申請書により確認している。 建設時第１１回工事計画認可申請書(50資庁第14354号 昭和51年4月8日認可)	記載の適正化
(d) 主配管 主配管については，以下の工事計画軽微変更届出書により確認している。 建設時第１９回工事計画軽微変更届出書(総官第1268号 昭和52年12月12日届出)	(c) 主配管 主配管については，以下の工事計画軽微変更届出書により確認している。 建設時第１９回工事計画軽微変更届出書(総官第1268号 昭和52年12月12日届出)	記載の適正化
b. 原子炉補機冷却系 (a) 熱交換器 熱交換器については，以下の工事計画軽微変更届出書により確認している。 建設時第２５回工事計画軽微変更届出書(総文発官第636号昭和53年8月31日届出)	（記載の削除）	6号機使用済燃料取出し完了に伴う記載の変更
(b) ポンプ ポンプについては，以下の工事計画認可申請書により確認している。 建設時第７回工事計画認可申請書(50資庁第11083号 昭和50年10月23日認可)		
(c) 主配管 主配管については，以下の工事計画軽微変更届出書により確認している。 建設時第１９回工事計画軽微変更届出書(総官第1268号 昭和52年12月12日届出)		

変　更　前	変　更　後	変　更　理　由
建設時第２５回工事計画軽微変更届出書(総文発官第636号昭和53年8月31日届出) c.補機冷却海水系 添付資料－４　参照 2.27.4　構造強度及び耐震性 （中略） (2) 6号機 （中略） b.原子炉補機冷却系 建設時第７回工事計画認可申請書(50資庁第11083号 昭和50年10月23日認可) 建設時第１６回工事計画軽微変更届出書(総官第704号 昭和52年8月15日届出) 建設時第１９回工事計画軽微変更届出書(総官第1268号 昭和52年12月12日届出) 建設時第２５回工事計画軽微変更届出書(総文発官第636号昭和53年8月31日届出) c.補機冷却海水系 添付資料－４　参照 2.27.5　添付資料 添付資料－１　使用済燃料プールの冷却能力について 添付資料－２　補機冷却海水系の一部没水配管における健全性評価について 添付資料－３　系統概要図 添付資料－４　５・６号機　補機冷却海水系に係る，主要な機器，構造強度及び耐震性について （中略）	（記載の削除） 2.27.4　構造強度及び耐震性 （中略） (2) 6号機 （中略） （記載の削除） 2.27.5　添付資料 添付資料－１　使用済燃料プールの冷却能力について 添付資料－２　補機冷却海水系の一部没水配管における健全性評価について 添付資料－３　系統概要図 添付資料－４　５号機　補機冷却海水系に係る，主要な機器，構造強度及び耐震性について （中略）	６号機使用済燃料取出し完了に伴う記載の変更 ６号機使用済燃料取出し完了に伴う記載の変更 ６号機使用済燃料取出し完了に伴う記載の変更

変　更　前	変　更　後	変　更　理　由
添付資料－2 補機冷却海水系の一部没水配管における健全性評価について 補機冷却海水系配管は，材質が炭素鋼であるが，腐食防止のために表面塗装が施されており，塗装が健全であれば外面腐食を防止できる。しかしながら現状，タービン建屋トレンチ内に海水が溜まっており配管の状態が確認できないことから，塗装がはく離し腐食する可能性がある。なお，配管の内側はライニング処理により腐食がないものとし，ここでは，外面からの配管の腐食について評価する。 現在没水している配管の肉厚は，5号機で肉厚9.5㎜及び必要肉厚4.2㎜であり，6号機で肉厚12.7㎜及び必要肉厚5.0㎜である。これまでは，計画的な点検により表面状態を確認し，必要に応じて補修塗装を実施し健全性を維持している。 しかしながら，配管が海水中に一部没水しているため，外面からの腐食が進む可能性がある。そのため，必要肉厚を下回るのにどの程度の時間的余裕があるか評価した。なお，5号機については，没水配管が3系列あり，時間的余裕が最も厳しい配管を代表として記載している。 ここで，塗装のはく離及び飛沫帯がある状態を想定する。腐食防食データブック*によれば，海水中では腐食速度は0.1㎜/年，飛沫帯では0.3㎜/年と報告されているため，水面からの飛沫があると仮定し腐食速度は0.3㎜/年とする。 その結果，必要肉厚に到達するまでの時間的余裕は，5号機で約17年，6号機で約25年となると予測される。 ＊：腐食防食協会編；腐食防食データブック，丸善，p. 49（1995）.	添付資料－2 補機冷却海水系の一部没水配管における健全性評価について 補機冷却海水系配管は，材質が炭素鋼であるが，腐食防止のために表面塗装が施されており，塗装が健全であれば外面腐食を防止できる。しかしながら現状，タービン建屋トレンチ内に海水が溜まっており配管の状態が確認できないことから，塗装がはく離し腐食する可能性がある。なお，配管の内側はライニング処理により腐食がないものとし，ここでは，外面からの配管の腐食について評価する。 現在没水している配管の肉厚は，5号機で肉厚9.5㎜及び必要肉厚4.2㎜である。これまでは，計画的な点検により表面状態を確認し，必要に応じて補修塗装を実施し健全性を維持している。 しかしながら，配管が海水中に一部没水しているため，外面からの腐食が進む可能性がある。そのため，必要肉厚を下回るのにどの程度の時間的余裕があるか評価した。なお，5号機については，没水配管が3系列あり，時間的余裕が最も厳しい配管を代表として記載している。 ここで，塗装のはく離及び飛沫帯がある状態を想定する。腐食防食データブック*によれば，海水中では腐食速度は0.1㎜/年，飛沫帯では0.3㎜/年と報告されているため，水面からの飛沫があると仮定し腐食速度は0.3㎜/年とする。 その結果，必要肉厚に到達するまでの時間的余裕は，5号機で約17年となると予測される。 ＊：腐食防食協会編；腐食防食データブック，丸善，p. 49（1995）.	6号機使用済燃料取出し完了に伴う記載の変更 6号機使用済燃料取出し完了に伴う記載の変更

変　更　前	変　更　後	変　更　理　由
添付資料－3 （中略）  図－2　6号機　燃料プール冷却浄化系　系統概要図	添付資料－3 （中略）  図－2　6号機　燃料プール冷却浄化系　系統概要図	6号機使用済燃料取出し完了に伴う記載の変更

変　更　前	変　更　後	変　更　理　由
添付資料－4 5・6号機　補機冷却海水系に係る，主要な機器，構造強度及び耐震性について 1. 主要な機器 （中略） (2) 6号機 a. ポンプ 種　　類　立軸1段片吸込形 容　　量(m^3/h)　2，839 全　揚　程(m)　38．1 主　要　寸　法 高　　さ(mm)　12，720 吐　出　口　径(mm)　700 主　要　材　料 胴　SCS14 羽　根　車　SCS14 主　　軸　SUS316 回　転　数(rpm)　1，000 原　動　機 種　　類　三相誘導電動機 出　　力(kW)　400 個　　数　常用　2 予備　1 b. ストレーナ 種　　類　横置電動切替形ダブルストレーナ 容　　量(m^3/h)　5，674 最高使用圧力(MPa)　0．86 最高使用温度(℃)　66 主　要　寸　法 全　　長(mm)　3，000 主　要　材　料 胴　SCPL1 個　　数　1 c. 配　管 最高使用圧力 MPa：0．86 最高使用温度 ℃：66 外径 mm / 厚さ mm / 材料： 914．4 / 12．7 / SM400B 762 / 9．5 / SM400B 711．2 / 9．5 / SM400B 508 / 9．5 / SM400B 457．2 / 9．5 / SM400B 406．4 / 9．5 / SM400B 2. 構造強度及び耐震性（5・6号機共通） （以下，省略）	添付資料－4 5号機　補機冷却海水系に係る，主要な機器，構造強度及び耐震性について 1. 主要な機器 （中略） （記載の削除） 2. 構造強度及び耐震性（5号機） （以下，省略）	6号機使用済燃料取出し完了に伴う記載の変更 6号機使用済燃料取出し完了に伴う記載の変更 6号機使用済燃料取出し完了に伴う記載の変更

変　更　前	変　更　後	変　更　理　由
2.29　５・６号機　非常用ガス処理系 2.29.1　系統の概要 非常用ガス処理系は，原子炉建屋放射能高の信号で原子炉建屋常用換気系が隔離し，自動起動する。非常用ガス処理系が起動することで原子炉建屋を負圧に保ち，原子炉格納容器等から漏えいしてきた放射性物質をフィルタで除去する機能を有する。 非常用ガス処理系は100%容量の２系列からなり，各系列は，排風機，高性能フィルタ及びチャコールフィルタ等から構成されている。この系により処理されたガスは，主排気筒に沿って設けている配管を通して主排気筒排気口から放出される。 ［系統の現況］ 非常用ガス処理系の系統機能は，復旧済みである。 ５・６号機は原子炉から使用済燃料プールへの燃料移動を完了し，今後原子炉に燃料を戻すことはない。 ５・６号機の使用済燃料は，震災後８年以上冷却されており，原子炉停止後から放射能は減衰している。Ⅱ.2.11　添付資料－３－２「移送操作中の燃料集合体の落下」と同様の燃料集合体落下事故を想定しても，周辺公衆に対し，著しい放射線被ばくのリスクを与えないことから非常用ガス処理系の機能を維持する必要はない。 また，原子炉建屋放射能高の信号で原子炉建屋常用換気系の隔離及び非常用ガス処理系の自動起動は必要としない。 2.29.2　要求される機能 なし。 2.29.3　主要な機器 (1) ５号機 a. 排風機 排風機については，以下の工事計画認可申請書により確認している。 建設時第１２回工事計画認可申請書(49資庁第2326号 昭和49年4月26日認可) b. フィルタ フィルタについては，以下の工事計画認可申請書により確認している。 建設時第１２回工事計画認可申請書(49資庁第2326号 昭和49年4月26日認可) c. トレイン トレインについては，以下の工事計画認可申請書により確認している。 建設時第１２回工事計画認可申請書(49資庁第2326号 昭和49年4月26日認可) d. 主配管 主配管については，以下の工事計画認可申請書により確認している。 建設時第１２回工事計画認可申請書(49資庁第2326号 昭和49年4月26日認可) (2) ６号機 a. 排風機 排風機については，以下の工事計画認可申請書により確認している。 建設時第１３回工事計画認可申請書(51資庁第9101号 昭和51年12月8日認可) b. フィルタ フィルタについては，以下の工事計画認可申請書により確認している。 建設時第１３回工事計画認可申請書(51資庁第9101号 昭和51年12月8日認可) c. トレイン トレインについては，以下の工事計画軽微変更届出書により確認している。 建設時第１５回工事計画軽微変更届出書(総官第446号 昭和52年6月30日届出)	2.29　５・６号機　非常用ガス処理系 ５・６号機は原子炉から使用済燃料プールへの燃料移動を完了し，今後原子炉に燃料を戻すことはなく，５・６号機の使用済燃料は震災後8年以上冷却されており，原子炉停止後から放射能は減衰しているため，非常用ガス処理系の機能を維持する必要がない。よって，本項の記載を削除した。	記載の適正化

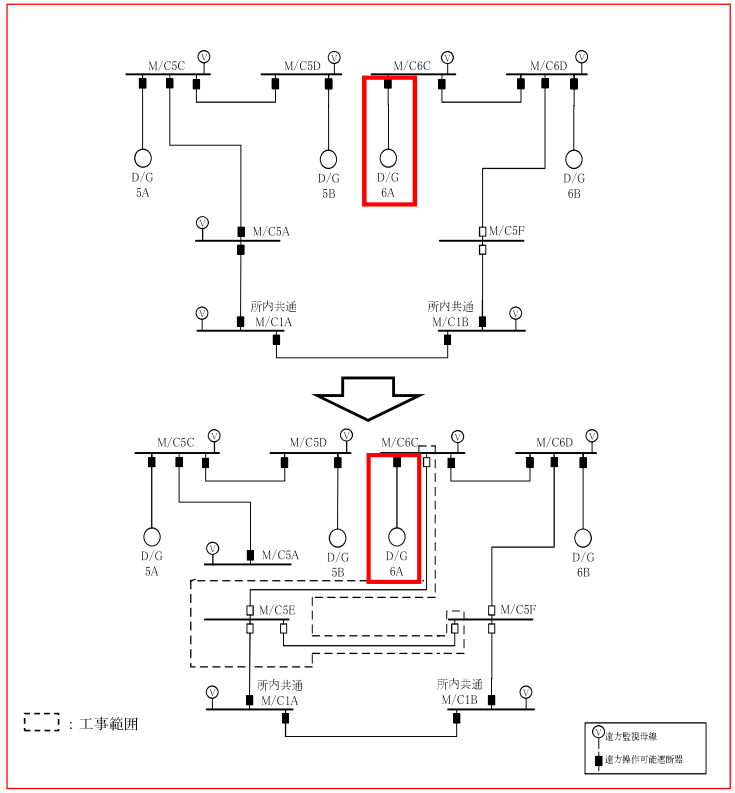
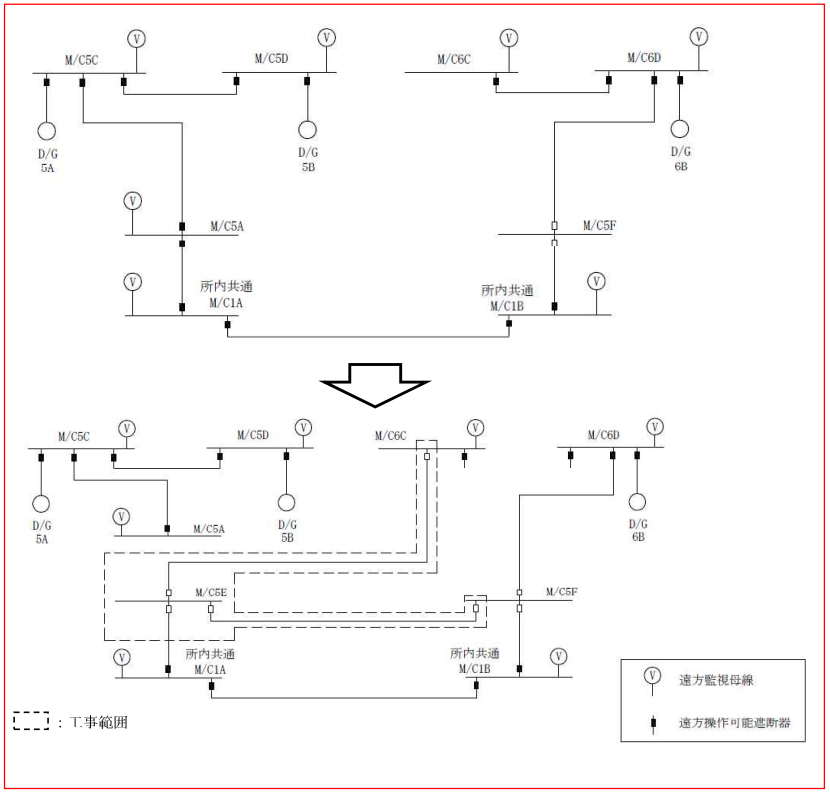
変　更　前	変　更　後	変　更　理　由
d.主配管 主配管については，以下の工事計画認可申請書等により確認している。 建設時第１６回工事計画認可申請書(53資庁第5742号 昭和53年6月27日認可) 建設時第１５回工事計画軽微変更届出書(総官第446号 昭和52年6月30日届出) 2.29.4　構造強度及び耐震性 構造強度及び耐震性については，以下の工事計画認可申請書等により確認している。 (1)５号機 建設時第１２回工事計画認可申請書(49資庁第2326号 昭和49年4月26日認可) 建設時第８回工事計画軽微変更届出書(総官第534号 昭和49年7月29日届出) 建設時第１３回工事計画軽微変更届出書(総官第237号 昭和50年6月20日届出) (2)６号機 建設時第１３回工事計画認可申請書(51資庁第9101号 昭和51年12月8日認可) 建設時第１５回工事計画軽微変更届出書(総官第446号 昭和52年6月30日届出) 建設時第２２回工事計画軽微変更届出書(総官第1788号 昭和53年3月23日届出) (以上)	(記載の削除) (以上)	記載の適正化

変　更　前	変　更　後	変　更　理　由
2.30　５・６号機　中央制御室換気系 2.30.1　系統の概要 中央制御室換気系（５・６号機共用）は，中央制御室へ一部外気を取り入れる再循環方式により空気調節を行うが，事故時には，必要な運転操作を汚染の可能性がなく継続することができるように他系統と分離されており，チャコールフィルタを通して再循環できる構成である。 ［系統の現況］ 中央制御室換気系の系統機能は，復旧済みである。 ５・６号機は原子炉から使用済燃料プールへの燃料移動を完了し，今後原子炉に燃料を戻すことはない。 ５・６号機の使用済燃料は，震災後８年以上冷却されており，原子炉停止後から放射能は減衰している。Ⅱ.2.11　添付資料－３－２「移送操作中の燃料集合体の落下」と同様の燃料集合体落下事故を想定しても，運転員の放射線被ばくの影響は小さいことから中央制御室換気系の機能を維持する必要はない。 なお，中央制御室換気系は，中央制御室の環境維持のため，現在換気運転をしている。 2.30.2　要求される機能 なし。 2.30.3　主要な機器 (1)送風機 送風機については，以下の工事計画認可申請書により確認している。 ５号機：建設時第７回工事計画認可申請書(48公第5381号 昭和48年8月21日認可) (2)排風機 排風機については，以下の工事計画認可申請書により確認している。 ５号機：建設時第７回工事計画認可申請書(48公第5381号 昭和48年8月21日認可) (3)フィルタユニット フィルタユニットについては，以下の工事計画認可申請書により確認している。 ５号機：建設時第７回工事計画認可申請書(48公第5381号 昭和48年8月21日認可) 2.30.4　耐震性 耐震性については，以下の工事計画認可申請書等により確認している。 ５号機：建設時第７回工事計画認可申請書(48公第5381号 昭和48年8月21日認可) ５号機：建設時第１６回工事計画軽微変更届出書(総官第1102号 昭和51年3月17日届出) （以上）	2.30　５・６号機　中央制御室換気系 ５・６号機は原子炉から使用済燃料プールへの燃料移動を完了し，今後原子炉に燃料を戻すことはなく，５・６号機の使用済燃料は震災後８年以上冷却されており，原子炉停止後から放射能は減衰しているため，中央制御室換気系の機能を維持する必要がない。よって，本項の記載を削除した。 （以上）	記載の適正化

福島第一原子力発電所　特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第Ⅱ章　2.32　５・６号機　電源系統設備）

変　更　前	変　更　後	変　更　理　由
2.32　５・６号機　電源系統設備 2.32.1　系統の概要 通常電力供給を 66kV 送電線 2 回線（双葉線１号，２号）及び非常用ディーゼル発電機（５号機 2 台，６号機 2 台設置）で構成し，多重化・多様化を図っており外部電源が喪失した場合でも安定した電力供給が可能である。	2.32　５・６号機　電源系統設備 2.32.1　系統の概要 通常電力供給を 66kV 送電線 2 回線（双葉線１号，２号）及び非常用ディーゼル発電機（５号機 2 台，６号機 1 台設置）で構成し，多重化・多様化を図っており外部電源が喪失した場合でも安定した電力供給が可能である。	６号機使用済燃料取出し完了に伴う記載の変更
（中略）	（中略）	
［系統の現況］	［系統の現況］	
（中略）	（中略）	
＜ケーブル・海水配管＞ ５・６号機の海水系ポンプ（残留熱除去海水系ポンプ，非常用ディーゼル発電機冷却海水系ポンプ，補機冷却海水系ポンプ）に電力を供給するケーブルは，一部が没水しており，時間の経過により絶縁性能の低下が懸念される。このため，予備のケーブルを敷設することで設備の信頼性向上を図っている。	＜ケーブル・海水配管＞ ５号機の海水系ポンプ（残留熱除去海水系ポンプ，非常用ディーゼル発電機冷却海水系ポンプ，補機冷却海水系ポンプ）に電力を供給するケーブルは，一部が没水しており，時間の経過により絶縁性能の低下が懸念される。このため，予備のケーブルを敷設することで設備の信頼性向上を図っている。	６号機使用済燃料取出し完了に伴う記載の変更
（中略）	（中略）	
2.32.3　主要な機器	2.32.3　主要な機器	
（中略）	（中略）	
(2) ６号機 a. 非常用電源設備（A） (a) 非常用ディーゼル発電機 非常用ディーゼル発電機については，以下の工事計画認可申請書により確認している。 建設時第１３回工事計画認可申請書(51資庁第9101号 昭和51年12月8日認可) (b) 非常用ディーゼル発電機冷却海水系 ①ポンプ ポンプについては，以下の工事計画届出書により確認している。 工事計画届出書(総文発官8第112号 平成8年7月16日届出) ②ストレーナ ストレーナについては，以下の工事計画認可申請書により確認している。 建設時第１３回工事計画認可申請書(51資庁第9101号 昭和51年12月8日認可) ③主配管 主配管については，以下の工事計画認可申請書等により確認している。 建設時第７回工事計画認可申請書(50資庁第11083号 昭和50年10月23日認可) 建設時第２５回工事計画軽微変更届出書(総文発官第636号 昭和53年8月31日届出)	(2) ６号機 （記載の削除）	６号機使用済燃料取出し完了に伴う記載の変更
b. 非常用電源設備（B）	a. 非常用電源設備（B）	記載の適正化
（中略）	（中略）	
c. 直流電源装置（添付資料－２　参照）	b. 直流電源装置（添付資料－２　参照）	記載の適正化
（中略）	（中略）	

変　更　前	変　更　後	変　更　理　由
(3) 5・6号機共用 代替電源(電源車) 台　　数　　2台以上 容　　量(kVA)　　５００（１台あたり） 電　　圧(kV)　　６．６ 相　　数　　３ 周　波　数(Hz)　　５０ タンク容量/燃料消費率　　２時間以上 2.32.4　構造強度及び耐震性 （中略） (2) 6号機 建設時第５回工事計画認可申請書(50資庁第4675号 昭和50年6月5日認可) 建設時第７回工事計画認可申請書(50資庁第11083号 昭和50年10月23日認可) 建設時第１３回工事計画認可申請書(51資庁第9101号 昭和51年12月8日認可) 建設時第７回工事計画変更認可申請書(51資庁第9100号 昭和51年10月8日認可) 工事計画届出書(総文発官5第1224号 平成6年4月25日届出) 工事計画届出書(総文発官8第112号 平成8年7月16日届出) 建設時第１６回工事計画軽微変更届出書(総官第704号 昭和52年8月15日届出) 建設時第１８回工事計画軽微変更届出書(総官第966号 昭和52年10月15日届出) 建設時第２２回工事計画軽微変更届出書(総官第1788号 昭和53年3月23日届出) 建設時第２５回工事計画軽微変更届出書(総文発官第636号 昭和53年8月31日届出) （中略）	(3) 5号機 代替電源(電源車) 台　　数　　1台以上 容　　量(kVA)　　５００ 電　　圧(kV)　　６．６ 相　　数　　３ 周　波　数(Hz)　　５０ タンク容量/燃料消費率　　２時間以上 2.32.4　構造強度及び耐震性 （中略） (2) 6号機 （記載の削除） 工事計画届出書(総文発官5第1224号 平成6年4月25日届出) （記載の削除） （中略）	6号機使用済燃料取出し完了に伴う記載の変更 6号機使用済燃料取出し完了に伴う記載の変更 6号機使用済燃料取出し完了に伴う記載の変更

変　更　前	変　更　後	変　更　理　由
添付資料－3 所内高圧母線の増強について （中略） 1. 工事の概要 （中略）  図－1　増強前後の単線結線図 （中略）	添付資料－3 所内高圧母線の増強について （中略） 1. 工事の概要 （中略）  図－1　増強前後の単線結線図 （中略）	6号機使用済燃料取出し完了に伴う記載の変更

変更前

添付資料－5

電源車負荷リスト

使用済燃料プール注水機能を有する機器等に対して，以下のように使用する負荷を選定している。5・6号機の対象負荷へそれぞれ電源車（500kVA）から，所内低圧母線を通じて電力を供給する。

5号機	
対象負荷	負荷容量
復水移送ポンプ*1	30kW (約36kVA)
直流125V充電器盤	33kVA
直流250V充電器盤	86kVA
No.1通信用充電器盤	22kVA
照明用分電盤	35kVA
交流120/240V計測用電源	50kVA
	合計：約262kVA

6号機	
対象負荷	負荷容量
復水移送ポンプ*1	45kW (約60kVA)
直流125V充電器盤	75.5kVA
直流250V充電器盤	98.5kVA
ＰＨＳ分電盤	15kVA
照明用分電盤	50kVA
交流120/240V計測用電源	50kVA
	合計：約349kVA

＊1：注水機能を有する機器

変更後

添付資料－5

電源車負荷リスト

使用済燃料プール注水機能を有する機器等に対して，以下のように使用する負荷を選定している。5号機の対象負荷へそれぞれ電源車（500kVA）から，所内低圧母線を通じて電力を供給する。

5号機	
対象負荷	負荷容量
復水移送ポンプ*1	30kW (約36kVA)
直流125V充電器盤	33kVA
直流250V充電器盤	86kVA
No.1通信用充電器盤	22kVA
照明用分電盤	35kVA
交流120/240V計測用電源	50kVA
ＰＨＳ分電盤	15kVA
	合計：約277kVA

＊1：注水機能を有する機器

変更理由

6号機使用済燃料取出し完了に伴う記載の変更

6号機使用済燃料取出し完了に伴う記載の変更

変　更　前	変　更　後	変　更　理　由
添付資料－6 非常用ディーゼル発電機冷却海水系の一部没水配管における健全性評価について 非常用ディーゼル発電機冷却海水系配管は，材質が炭素鋼であるが，腐食防止のために表面塗装が施されており，塗装が健全であれば外面腐食を防止できる。しかしながら現状，トレンチ内に海水が溜まっており配管の状態が確認できないことから，塗装がはく離し腐食する可能性がある。なお，配管の内側はライニング処理により腐食がないものとし，ここでは，外面からの配管の腐食について評価する。 まず，5号機及び6号機の工事計画届出書及び工事計画認可申請書では，配管の肉厚（5号機：8.13mm，6号機：7.2mm）及び必要肉厚（5号機：3.80mm，6号機：3.8mm）の記載*1がある。これまでは，計画的な点検により表面状態を確認し，必要に応じて補修塗装を実施し健全性を維持している。 しかしながら，配管が海水中に一部没水しているため外面からの腐食が進む可能性がある。そのため，必要肉厚を下回るのにどの程度の時間的余裕があるか評価した。 ここで，塗装のはく離及び飛沫帯がある状態を想定する。腐食防食データブック*2によれば，海水中では腐食速度は 0.1mm/年，飛沫帯では 0.3mm/年と報告されているため，水面からの飛沫があると仮定し腐食速度は 0.3mm/年とする。 その結果，必要肉厚に到達するまでの時間的余裕は5号機で約 14 年，6号機で約 11 年となると予測される。 ＊1：以下の工事計画届出書及び工事計画認可申請書により確認している。 5号機：工事計画届出書(総文発官5第933号 平成6年1月20日届出) 5号機：工事計画届出書(総文発官5第935号 平成6年1月20日届出) 6号機：建設時第7回工事計画認可申請書(50資庁第11083号 昭和50年10月23日認可) ＊2：腐食防食協会編；腐食防食データブック，丸善，p. 49（1995）. （以上）	添付資料－6 非常用ディーゼル発電機冷却海水系の一部没水配管における健全性評価について 非常用ディーゼル発電機冷却海水系配管は，材質が炭素鋼であるが，腐食防止のために表面塗装が施されており，塗装が健全であれば外面腐食を防止できる。しかしながら現状，トレンチ内に海水が溜まっており配管の状態が確認できないことから，塗装がはく離し腐食する可能性がある。なお，配管の内側はライニング処理により腐食がないものとし，ここでは，外面からの配管の腐食について評価する。 まず，5号機の工事計画届出書及び工事計画認可申請書では，配管の肉厚（8.13mm）及び必要肉厚（3.80mm）の記載*1がある。これまでは，計画的な点検により表面状態を確認し，必要に応じて補修塗装を実施し健全性を維持している。 しかしながら，配管が海水中に一部没水しているため外面からの腐食が進む可能性がある。そのため，必要肉厚を下回るのにどの程度の時間的余裕があるか評価した。 ここで，塗装のはく離及び飛沫帯がある状態を想定する。腐食防食データブック*2によれば，海水中では腐食速度は 0.1mm/年，飛沫帯では 0.3mm/年と報告されているため，水面からの飛沫があると仮定し腐食速度は 0.3mm/年とする。 その結果，必要肉厚に到達するまでの時間的余裕は5号機で約 14 年となると予測される。 ＊1：以下の工事計画届出書及び工事計画認可申請書により確認している。 5号機：工事計画届出書(総文発官5第933号 平成6年1月20日届出) 5号機：工事計画届出書(総文発官5第935号 平成6年1月20日届出) （記載の削除） ＊2：腐食防食協会編；腐食防食データブック，丸善，p. 49（1995）. （以上）	6号機使用済燃料取出し完了に伴う記載の変更 6号機使用済燃料取出し完了に伴う記載の変更 6号機使用済燃料取出し完了に伴う記載の変更

変　更　前	変　更　後	変　更　理　由
2.33　５・６号機　放射性液体廃棄物処理系 （中略） 2.33.2　５・６号機　仮設設備（滞留水貯留設備） 2.33.2.1　基本設計 2.33.2.1.1　設置の目的 ５・６号機タービン建屋等の大量の滞留水については，一部未復旧の設備がある既設放射性液体廃棄物処理系では処理できないことから，サブドレン設備復旧等による滞留水の発生量抑制及び放射性液体廃棄物処理系の復旧による滞留水の処理ができる時期まで，屋外に滞留水貯留設備を仮設にて設置し処理を行う。 （中略） 2.33.3　添付資料 添付資料－１　建屋内の滞留水による影響について 添付資料－２　６号機　放射性液体廃棄物処理系の未復旧期間における廃液の処理について 添付資料－３　６号機　原子炉建屋付属棟の一部没水機器について 添付資料－４　系統概要図及び全体概要図 添付資料－５　タンク等の構造強度及び耐震性に関する評価結果について 添付資料－６　滞留水貯留設備の増設及び廃止について 添付資料－７　浄化ユニット用ジャバラハウスの耐震評価について 添付資料－８　浄化ユニット吸着塔，貯留タンク及び中間タンクからの敷地境界線量評価 添付資料－９　廃棄物発生量に関する評価 添付資料－１０　滞留水移送設備に係る確認事項 （中略）	2.33　５・６号機　放射性液体廃棄物処理系 （中略） 2.33.2　５・６号機　仮設設備（滞留水貯留設備） 2.33.2.1　基本設計 2.33.2.1.1　設置の目的 ５・６号機タービン建屋等の大量の滞留水については，一部未復旧の設備がある既設放射性液体廃棄物処理系では処理できないことから，サブドレン設備復旧等による滞留水の発生量抑制及び放射性液体廃棄物処理系の復旧による滞留水の処理ができる時期まで，屋外に滞留水貯留設備を仮設にて設置し処理を行う。また，５・６号機由来の水であって，５・６号機の建屋滞留水と同等として扱うことを判断した水（添付資料－１１　参照）については，５・６号機の建屋滞留水と同様の処理を行う。 （中略） 2.33.3　添付資料 添付資料－１　建屋内の滞留水による影響について 添付資料－２　６号機　放射性液体廃棄物処理系の未復旧期間における廃液の処理について 添付資料－３　６号機　原子炉建屋付属棟の一部没水機器について 添付資料－４　系統概要図及び全体概要図 添付資料－５　タンク等の構造強度及び耐震性に関する評価結果について 添付資料－６　滞留水貯留設備の増設及び廃止について 添付資料－７　浄化ユニット用ジャバラハウスの耐震評価について 添付資料－８　浄化ユニット吸着塔，貯留タンク及び中間タンクからの敷地境界線量評価 添付資料－９　廃棄物発生量に関する評価 添付資料－１０　滞留水移送設備に係る確認事項 添付資料－１１　５・６号機の建屋滞留水と同等として扱う場合の判断フロー （中略）	６号機使用済燃料取出し完了に伴う記載の変更 ６号機使用済燃料取出し完了に伴う記載の変更

変　更　前	変　更　後	変　更　理　由
（現行記載なし）	添付資料－１１ ５・６号機の建屋滞留水と同等として扱う場合の判断フロー （新規追加）	６号機使用済燃料取出し完了に伴う記載の変更
（以下，省略）	（以下，省略）	

福島第一原子力発電所　特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第Ⅱ章　2.34　５・６号機　計測制御設備）

変　更　前	変　更　後	変　更　理　由
2.34　５・６号機　計測制御設備	2.34　５・６号機　計測制御設備	
（中略）	（中略）	
2.34.2　要求される機能 (1) 使用済燃料プールに貯蔵されている燃料の冷却を維持・管理するために監視ができること。	2.34.2　要求される機能 (1)使用済燃料プールに貯蔵されている燃料の冷却を維持・管理するために監視ができること。なお，６号機は使用済燃料を 2025 年４月に使用済燃料プールから使用済燃料共用プールへ搬出を完了しているため，使用済燃料プールの水位を維持・管理するために必要な監視ができること。	６号機使用済燃料取出し完了に伴う記載の変更
2.34.3　主要な機器 (1)使用済燃料プールに貯蔵されている燃料の冷却を維持・管理するための監視機器	2.34.3　主要な機器 (1)使用済燃料プールに貯蔵されている燃料の冷却を維持・管理するための監視機器	
a. 原子炉系計測制御設備 水位計，温度計，圧力計，導電率計 ５・６号機は原子炉から使用済燃料プールへの燃料移動を完了し，今後原子炉に燃料を戻すことはないため，監視の必要はない。	a. ５号機	記載の適正化
b. 残留熱除去系計測制御設備 圧力計，温度計，流量計	(a) 残留熱除去系計測制御設備 圧力計，温度計，流量計	記載の適正化
c. 燃料プール冷却浄化系計測制御設備 圧力計，温度計，水位計，流量計	(b) 燃料プール冷却浄化系計測制御設備 圧力計，温度計，水位計，流量計	記載の適正化
d. 非常用炉心冷却系計測制御設備 圧力計，流量計 ５・６号機は原子炉から使用済燃料プールへの燃料移動を完了し，今後原子炉に燃料を戻すことはないため，監視の必要はない。	（記載の削除）	記載の適正化
e. 復水補給水系計測制御設備 圧力計，水位計	(c) 復水補給水系計測制御設備 圧力計，水位計	記載の適正化
f. 原子炉冷却材浄化系計測制御設備 圧力計，温度計，流量計 ５・６号機は原子炉から使用済燃料プールへの燃料移動を完了し，今後原子炉に燃料を戻すことはないため，監視の必要はない。	（記載の削除）	記載の適正化
g. 原子炉補機冷却系計測制御設備 水位計，温度計，圧力計	(d) 原子炉補機冷却系計測制御設備 水位計，温度計，圧力計	記載の適正化
h. 制御棒駆動系計測制御設備 圧力計，流量計，水位計 ５・６号機は原子炉から使用済燃料プールへの燃料移動を完了し，今後原子炉に燃料を戻すことはないため，監視の必要はない。	（記載の削除）	記載の適正化
i. 非常用予備電源装置関連計測制御設備 圧力計，温度計	(e) 非常用予備電源装置関連計測制御設備 圧力計，温度計	記載の適正化
j. 核計測装置 起動領域モニタ，出力領域モニタ（６号機のみ） ５・６号機は原子炉から使用済燃料プールへの燃料移動を完了し，今後原子炉に燃料を戻すことはないため，監視の必要はない。	（記載の削除）	記載の適正化
k. 安全保護系計測制御設備 地震計 ５・６号機は原子炉から使用済燃料プールへの燃料移動を完了し，今後原子炉に燃料を戻すことはないため，監視の必要はない。		
l. 制御棒駆動機構関連計測制御設備 原子炉手動制御系，制御棒位置指示系 ５・６号機は原子炉から使用済燃料プールへの燃料移動を完了し，今後原子炉に燃料を戻すことはないため，監視の必要はない。		
m. 非常用ガス処理系計測制御設備 流量計，差圧計 ５・６号機は原子炉から使用済燃料プールへの燃料移動を完了し，今後原子炉に燃料を戻すことはない。		

変　更　前	変　更　後	変　更　理　由
５・６号機の使用済燃料は，震災後８年以上冷却されており，原子炉停止後から放射能は減衰している。Ⅱ.2.11　添付資料－３－２「移送操作中の燃料集合体の落下」と同様の燃料集合体落下事故を想定しても，周辺公衆に対し，著しい放射線被ばくのリスクを与えないことから非常用ガス処理系の監視の必要はない。 n. 原子炉建屋常用換気系及び中央制御室換気系計測制御設備 流量計，差圧計 ５・６号機は原子炉から使用済燃料プールへの燃料移動を完了し，今後原子炉に燃料を戻すことはない。 ５・６号機の使用済燃料は，震災後８年以上冷却されており，原子炉停止後から放射能は減衰している。Ⅱ.2.11　添付資料－３－２「移送操作中の燃料集合体の落下」と同様の燃料集合体落下事故を想定しても，周辺公衆に対し，著しい放射線被ばくのリスクを与えないこと及び運転員の放射線被ばくの影響は小さいことから原子炉建屋常用換気系及び中央制御室換気系の監視の必要はない。	（記載の削除）	記載の適正化
o. 放射線モニタ関連計測制御設備 エリア放射線モニタ，プロセス放射線モニタ＊1 ＊1：放射性気体廃棄物の放出管理は，主排気筒放射線モニタである。	(f) 放射線モニタ関連計測制御設備 エリア放射線モニタ，プロセス放射線モニタ＊1 ＊1：放射性気体廃棄物の放出管理は，主排気筒放射線モニタである。	記載の適正化
（現行記載なし）	(2) 使用済燃料プールから使用済燃料の取り出しが完了した後も使用済燃料プールの水位を維持・管理するために必要な監視ができる機器 a. ６号機 (a) 燃料プール冷却浄化系計測制御設備 水位計 (b) 復水補給水系計測制御設備 圧力計，水位計 (c) 非常用予備電源装置関連計測制御設備 圧力計，温度計 (d) 放射線モニタ関連計測制御設備 エリア放射線モニタ，プロセス放射線モニタ＊1 ＊1：放射性気体廃棄物の放出管理は，主排気筒放射線モニタである。	６号機使用済燃料取出し完了に伴う記載の変更
(2) 炉心，冷却材圧力バウンダリの健全性を確認するための監視機器 ５・６号機の原子炉格納容器に関しては，現状の開放状態を維持・継続することから除外する。 （Ⅱ.2.20　参照） a. 原子炉系計測制御設備 水位計，温度計	(3) 炉心，冷却材圧力バウンダリの健全性を確認するための監視機器 ５・６号機の原子炉格納容器に関しては，現状の開放状態を維持・継続することから除外する。 （Ⅱ.2.20　参照） a. 原子炉系計測制御設備 水位計，温度計	記載の適正化
(3) 臨界未満であることを確認するための監視機器 a. 核計測装置 起動領域モニタ ５・６号機は原子炉から使用済燃料プールへの燃料移動を完了し，今後原子炉に燃料を戻すことはないため，監視の必要はない。	(記載の削除)	記載の適正化
また，上記監視機器において，既に工事計画軽微変更届出書等により確認している，原子炉水位，原子炉圧力，残留熱除去系熱交換器入口温度（原子炉水温度），残留熱除去系流量，炉心スプレイ系圧力・流量（５号機），低圧炉心スプレイ系流量（６号機），起動領域モニタ，出力領域モニタ（６号機），エリア放射線モニタ，主排気筒放射線モニタ（５・６号機共用）のパラメータについては，添付資料－１に示す。	また，上記監視機器において，既に工事計画軽微変更届出書等により確認している，原子炉水位，残留熱除去系熱交換器入口温度（原子炉水温度），残留熱除去系流量，エリア放射線モニタ，主排気筒放射線モニタ（５・６号機共用）のパラメータについては，添付資料－１に示す。	記載の適正化
（中略）	（中略）	

変　更　前	変　更　後	変　更　理　由
添付資料－1 パラメータ一覧 1. 5号機 (1)原子炉水位 原子炉水位を計測する装置については，以下の工事計画軽微変更届出書により確認している。 建設時第１６回工事計画軽微変更届出書(総官第 1102 号 昭和 51 年 3 月 17 日届出) (2)原子炉圧力 原子炉圧力を計測する装置については，以下の工事計画軽微変更届出書により確認している。 建設時第１６回工事計画軽微変更届出書(総官第 1102 号 昭和 51 年 3 月 17 日届出) (3)残留熱除去系熱交換器入口温度(原子炉水温度) 残留熱除去系熱交換器入口温度を計測する装置については，以下の工事計画軽微変更届出書により確認している。 建設時第２４回工事計画軽微変更届出書(総官第 1230 号 昭和 52 年 1 月 25 日届出) (4)残留熱除去系流量 残留熱除去系流量を計測する装置については，以下の工事計画軽微変更届出書により確認している。 建設時第２４回工事計画軽微変更届出書(総官第 1230 号 昭和 52 年 1 月 25 日届出) (5)炉心スプレイ系圧力 炉心スプレイ系圧力を計測する装置については，以下の工事計画認可申請書により確認している。 建設時第８回工事計画認可申請書(48 公第 8194 号 昭和 49 年 1 月 7 日認可) (6)炉心スプレイ系流量 炉心スプレイ系流量を計測する装置については，以下の工事計画認可申請書により確認している。 建設時第８回工事計画認可申請書(48 公第 8194 号 昭和 49 年 1 月 7 日認可) (7)起動領域モニタ 起動領域モニタについては，以下の工事計画届出書により確認している。 工事計画届出書(総文発官 4 第 679 号 平成 4 年 11 月 5 日届出) (8)エリア放射線モニタ エリア放射線モニタについては，以下の工事計画届出書により確認している。 工事計画届出書(総文発官 6 第 18 号 平成 6 年 4 月 19 日届出) 2. 6号機 (1)原子炉水位 原子炉水位を計測する装置については，以下の工事計画変更認可申請書により確認している。 建設時第２１回工事計画変更認可申請書(53 資庁第 1730 号 昭和 53 年 3 月 28 日認可) (2)原子炉圧力 原子炉圧力を計測する装置については，以下の工事計画変更認可申請書により確認している。 建設時第２１回工事計画変更認可申請書(53 資庁第 1730 号 昭和 53 年 3 月 28 日認可) (3)残留熱除去系熱交換器入口温度(原子炉水温度) 残留熱除去系熱交換器入口温度を計測する装置については，以下の工事計画認可申請書により確認している。	添付資料－1 パラメータ一覧 1. 5号機 (1)原子炉水位 原子炉水位を計測する装置については，以下の工事計画軽微変更届出書により確認している。 建設時第１６回工事計画軽微変更届出書(総官第 1102 号 昭和 51 年 3 月 17 日届出) (記載の削除) (2)残留熱除去系熱交換器入口温度(原子炉水温度) 残留熱除去系熱交換器入口温度を計測する装置については，以下の工事計画軽微変更届出書により確認している。 建設時第２４回工事計画軽微変更届出書(総官第 1230 号 昭和 52 年 1 月 25 日届出) (3)残留熱除去系流量 残留熱除去系流量を計測する装置については，以下の工事計画軽微変更届出書により確認している。 建設時第２４回工事計画軽微変更届出書(総官第 1230 号 昭和 52 年 1 月 25 日届出) (記載の削除) (4)エリア放射線モニタ エリア放射線モニタについては，以下の工事計画届出書により確認している。 工事計画届出書(総文発官 6 第 18 号 平成 6 年 4 月 19 日届出) 2. 6号機 (1)原子炉水位 原子炉水位を計測する装置については，以下の工事計画変更認可申請書により確認している。 建設時第２１回工事計画変更認可申請書(53 資庁第 1730 号 昭和 53 年 3 月 28 日認可) (記載の削除)	記載の適正化 記載の適正化 記載の適正化 記載の適正化 記載の適正化

変　更　前	変　更　後	変　更　理　由
建設時第１１回工事計画認可申請書(50資庁第14354号 昭和51年4月8日認可) (4)残留熱除去系流量 残留熱除去系流量を計測する装置については，以下の工事計画認可申請書により確認している。 建設時第１１回工事計画認可申請書(50資庁第14354号 昭和51年4月8日認可) (5)低圧炉心スプレイ系流量 低圧炉心スプレイ系流量を計測する装置については，以下の工事計画認可申請書により確認している。 建設時第１１回工事計画認可申請書(50資庁第14354号 昭和51年4月8日認可) (6)起動領域モニタ 起動領域モニタについては，以下の工事計画届出書により確認している。 工事計画届出書(総文発官5第182号 平成5年5月26日届出) (7)出力領域モニタ 出力領域モニタについては，以下の工事計画届出書により確認している。 工事計画届出書(総文発官5第182号 平成5年5月26日届出)	(記載の削除)	記載の適正化
(8)エリア放射線モニタ エリア放射線モニタについては，以下の工事計画届出書により確認している。 工事計画届出書(総文発官5第245号 平成5年7月8日届出)	(2)エリア放射線モニタ エリア放射線モニタについては，以下の工事計画届出書により確認している。 工事計画届出書(総文発官5第245号 平成5年7月8日届出)	記載の適正化
3. 5・6号機共用 (1)主排気筒放射線モニタ 主排気筒放射線モニタについては，以下の工事計画届出書により確認している。 5号機：工事計画届出書(総文発官62第319号 昭和62年6月29日届出) (以上)	3. 5・6号機共用 (1)主排気筒放射線モニタ 主排気筒放射線モニタについては，以下の工事計画届出書により確認している。 5号機：工事計画届出書(総文発官62第319号 昭和62年6月29日届出) (以上)	

変　更　前	変　更　後	変　更　理　由
（巡視点検） 第 13 条 当直長は，毎日１回以上，原子炉施設（第９４条の２第１項で定める区域を除く）を巡視し，次の施設のうち，復旧が終了したものについて点検を行う。ただし，水没箇所等の巡視困難な箇所を除く。 （１）原子炉冷却系統施設 （２）電源，給排水及び排気施設 ２．当直長は，「状態管理マニュアル」に基づき，第９４条の２第１項で定める区域の巡視を行う。 （中略） （使用済燃料プールの水位及び水温） 第 55 条 使用済燃料プールの水位及び水温は，表 55－１で定める事項を施設運用上の基準とする。 ２．使用済燃料プールの水位及び水温が前項で定める施設運用上の基準を満足していることを確認するため，次号を実施する。 （１）当直長は，使用済燃料プールの水位がオーバーフロー水位付近にあること並びに使用済燃料プールの水温が 65℃以下であることを毎日１回確認する。 ３．当直長は，使用済燃料プールの水位又は水温が第１項で定める施設運用上の基準を満足していないと判断した場合，表 55－２の措置を講じる。 表 55－１ 項　目 / 施設運用上の基準 使用済燃料プールの水位 / オーバーフロー水位付近にあること 使用済燃料プールの水温 / 65℃以下 表 55－２ 条　件 / 要求される措置 / 完了時間 A. 使用済燃料プールが施設運用上の基準を満足していないと判断した場合 / A1. 使用済燃料プールの水位を維持するための注水手段が確保されていることを確認する。 / 速やかにその後毎日１回 及び A2. 使用済燃料プール内での照射された燃料に係る作業を中止する。ただし，移動中の燃料は所定の場所に移動する。 / 速やかに （中略）	（巡視点検） 第 13 条 当直長は，毎日１回以上，原子炉施設（第９４条の２第１項で定める区域を除く）を巡視し，次の施設のうち，復旧が終了したものについて点検を行う。ただし，水没箇所等の巡視困難な箇所を除く。 （１）原子炉冷却系統施設（６号炉を除く） （２）電源，給排水及び排気施設 ２．当直長は，「状態管理マニュアル」に基づき，第９４条の２第１項で定める区域の巡視を行う。 （中略） （使用済燃料プールの水位及び水温） 第 55 条 使用済燃料プールの水位及び水温は，表 55－１で定める事項を施設運用上の基準とする。ただし，使用済燃料プールの水温については，６号炉を除く。 ２．使用済燃料プールの水位及び水温が前項で定める施設運用上の基準を満足していることを確認するため，次号を実施する。 （１）当直長は，使用済燃料プールの水位がオーバーフロー水位付近にあること並びに使用済燃料プールの水温が 65℃以下であることを毎日１回確認する。 ３．当直長は，使用済燃料プールの水位又は水温が第１項で定める施設運用上の基準を満足していないと判断した場合，表 55－２の措置を講じる。 表 55－１ 項　目 / 施設運用上の基準 使用済燃料プールの水位 / オーバーフロー水位付近にあること 使用済燃料プールの水温 / 65℃以下 表 55－２ 条　件 / 要求される措置 / 完了時間 A. 使用済燃料プールが施設運用上の基準を満足していないと判断した場合 / A1. 使用済燃料プールの水位を維持するための注水手段が確保されていることを確認する。 / 速やかにその後毎日１回 及び A2. 使用済燃料プール内での照射された燃料に係る作業を中止する。ただし，移動中の燃料は所定の場所に移動する。 / 速やかに （中略）	６号炉使用済燃料取り出し完了に伴う変更

変　更　前	変　更　後	変　更　理　由
附　　則 附則（令和８年１０月９日　原規規発第 2610091 号） （施行期日） 第１条 この規定は，令和８年１０月１６日から施行する。 ２．添付１（管理区域図）の全体図及び放射性物質分析・研究施設別棟の管理区域図面並びに添付２（管理対象区域図）の全体図及び放射性物質分析・研究施設別棟の管理対象区域図面の変更は，それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし，それまでの間は従前の例による。 附則（令和８年５月１８日　原規規発第 2605181 号） （施行期日） 第１条 ２．第８９条の表８９－１における固体廃棄物貯蔵庫第１１棟排気口から放出される放射性気体廃棄物の管理については，固体廃棄物貯蔵庫第１１棟の運用を開始した時点から適用することとし，それまでの間は従前の例による。 ３．添付１（管理区域図）の全体図及び固体廃棄物貯蔵庫第１１棟の管理区域図面並びに添付２（管理対象区域図）の全体図及び固体廃棄物貯蔵庫第１１棟の管理対象区域図面の変更は，それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし，それまでの間は従前の例による。 （以下，省略）	附　　則 附則（　　） （施行期日） 第１条 この規定は，原子力規制委員会の認可を受けた日から１０日以内に施行する。 附則（令和８年１０月９日　原規規発第 2610091 号） （施行期日） 第１条 ２．添付１（管理区域図）の全体図及び放射性物質分析・研究施設別棟の管理区域図面並びに添付２（管理対象区域図）の全体図及び放射性物質分析・研究施設別棟の管理対象区域図面の変更は，それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし，それまでの間は従前の例による。 附則（令和８年５月１８日　原規規発第 2605181 号） （施行期日） 第１条 ２．第８９条の表８９－１における固体廃棄物貯蔵庫第１１棟排気口から放出される放射性気体廃棄物の管理については，固体廃棄物貯蔵庫第１１棟の運用を開始した時点から適用することとし，それまでの間は従前の例による。 ３．添付１（管理区域図）の全体図及び固体廃棄物貯蔵庫第１１棟の管理区域図面並びに添付２（管理対象区域図）の全体図及び固体廃棄物貯蔵庫第１１棟の管理対象区域図面の変更は，それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし，それまでの間は従前の例による。 （以下，省略）	６号炉使用済燃料取り出し完了に伴う変更

福島第一原子力発電所　特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第Ⅲ章　第３編　1.1　巡視点検の考え方）

変　更　前	変　更　後	変　更　理　由
1. 運転管理に係る補足説明 1.1 巡視点検の考え方 （中略） （２） ５号炉及び６号炉の巡視点検 ５号炉及び６号炉については，東北地方太平洋沖地震による津波の影響により，一部の設備（６号炉原子炉建屋付属棟地下等）が水没している状況であるが，現在は，震災前と同等の設備により使用済燃料プールに貯蔵されている燃料の冷却を維持している状況であることを踏まえ，「Ⅲ 特定原子力施設の保安」の第２編（５号炉及び６号炉に係る保安措置）第１３条（巡視点検）では，水没箇所等の巡視が困難な箇所を除き，毎日１回以上原子炉施設の巡視を行うとともに，原子炉冷却系統施設等のうち，使用済燃料プールに貯蔵されている燃料の冷却に必要な設備，燃料取り出しに必要な設備及び外部放射線予防に必要な設備等について点検を行うことを規定している。 これら原子炉施設の巡視のうち，水没箇所（６号炉原子炉建屋付属棟地下等）及び津波により損壊した設備（ストームドレン処理設備等）等の従来の巡視が困難な箇所については，使用済燃料プールに貯蔵されている燃料の冷却の維持に影響を与える設備はなく，人身安全を確保しつつ接近可能な範囲で，火災発生の有無，滞留水の増減，建屋の損壊進展の有無について確認しており，現時点で必要な巡視を実施している。今後，滞留水の処理状況及び設備の復旧状況に応じて巡視対象，巡視方法の改善を行っていく。 （以上）	1. 運転管理に係る補足説明 1.1 巡視点検の考え方 （中略） （２） ５号炉及び６号炉の巡視点検 ５号炉及び６号炉については，東北地方太平洋沖地震による津波の影響により，一部の設備（６号炉原子炉建屋付属棟地下等）が水没している状況であるが，現在は，震災前と同等の設備により５号炉の使用済燃料プールに貯蔵されている燃料の冷却を維持している状況であることを踏まえ，「Ⅲ 特定原子力施設の保安」の第２編（５号炉及び６号炉に係る保安措置）第１３条（巡視点検）では，水没箇所等の巡視が困難な箇所を除き，毎日１回以上原子炉施設の巡視を行うとともに，原子炉冷却系統施設等のうち，５号炉の使用済燃料プールに貯蔵されている燃料の冷却に必要な設備，燃料取り出しに必要な設備及び外部放射線予防に必要な設備等について点検を行うことを規定している。 これら原子炉施設の巡視のうち，水没箇所（６号炉原子炉建屋付属棟地下等）及び津波により損壊した設備（ストームドレン処理設備等）等の従来の巡視が困難な箇所については，５号炉の使用済燃料プールに貯蔵されている燃料の冷却の維持に影響を与える設備はなく，人身安全を確保しつつ接近可能な範囲で，火災発生の有無，滞留水の増減，建屋の損壊進展の有無について確認しており，現時点で必要な巡視を実施している。今後，滞留水の処理状況及び設備の復旧状況に応じて巡視対象，巡視方法の改善を行っていく。 （以上）	６号機使用済燃料取出し完了に伴う記載の変更 ６号機使用済燃料取出し完了に伴う記載の変更 ６号機使用済燃料取出し完了に伴う記載の変更

変　更　前	変　更　後	変　更　理　由
６ 特定原子力施設の設備，機器の解体撤去に係る補足説明 （中略） 6.7 添付資料 （中略） 添付資料－２３：一時保管エリアの設備の解体撤去における補足説明 （現行記載なし） （中略）	６ 特定原子力施設の設備，機器の解体撤去に係る補足説明 （中略） 6.7 添付資料 （中略） 添付資料－２３：一時保管エリアの設備の解体撤去における補足説明 添付資料－２４：５・６号機の設備のうち実施計画の記載を削除する設備について （中略）	６号機使用済燃料取出し完了に伴う記載の変更

変　更　前	変　更　後	変　更　理　由
（現行記載なし）	添付資料－２４ ５・６号機の設備のうち実施計画の記載を削除する設備について （新規追加） （中略）	６号機使用済燃料取出し完了に伴う記載の変更
	別添－１ 記載を削除する設備一覧 （新規追加）	６号機使用済燃料取出し完了に伴う記載の変更
（以下，省略）	（以下，省略）	